

第96回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2020年6月25日(木曜日)午前10時

場所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
オークラ東京
オークラ プレステージタワー1階「平安の間」

※開催場所が前回と異なります。
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議
事項

会社提案

第1号議案 取締役13名選任の件

株主提案

第2号議案～第10号議案

書面又はインターネット等による議決権行使期限

2020年6月24日(水曜日)午後5時20分まで

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、書面又はインターネット等により議決権を行使していただき、当日のご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。

なお、今後の状況により本総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページでお知らせいたします。

<https://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/meeting.html>

目次

株主のみなさまへ	2	(添付書類)	
第96回定時株主総会招集ご通知	3	事業報告	29
議決権行使についてのご案内	5	1 当社グループの現況に関する事項	29
書面又はインターネット等によって議決権行使をされる場合の方法などについてはこちらをご覧ください。		ご参考	
		当社グループのESGに関する取り組み	43
株主総会参考書類	9	2 株式に関する事項	53
会社提案		3 会社役員に関する事項	54
第1号議案 取締役13名選任の件	9	4 会計監査人に関する事項	59
株主提案		連結計算書類	61
第2号議案 定款一部変更の件(1)	19	計算書類	63
第3号議案 定款一部変更の件(2)	20	監査報告書	65
第4号議案 定款一部変更の件(3)	21	株主メモ	70
第5号議案 定款一部変更の件(4)	22		
第6号議案 定款一部変更の件(5)	23		
第7号議案 定款一部変更の件(6)	24		
第8号議案 定款一部変更の件(7)	25		
第9号議案 定款一部変更の件(8)	26		
第10号議案 定款一部変更の件(9)	27		



当社ホームページにも関連情報が掲載されています

法令及び定款に基づくインターネット開示事項 ▶ <https://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/meeting.html>

以下の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

- ① 事業報告 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類 「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類 「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

当社グループのESG（環境・社会・ガバナンス）情報 ▶ <https://www.tepco.co.jp/about/esg/>

株主のみなさまへ

株主のみなさま、立地地域のみなさまをはじめ、当社グループを取り巻くさまざまなステークホルダーのみなさまには、当社グループの経営に対し多大なるご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々やその関係者のみなさまには謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご快復を心よりお祈り申し上げます。

当社グループは、福島への責任を貫徹するため、迅速かつ適切な賠償、復興に向けた活動、安全かつ着実な廃炉に取り組むとともに、収益力と企業価値の向上に向け、カイゼン活動などの生産性改革、JERAを象徴とする他社との提携、成長領域への事業展開など、非連続の経営改革を積極的にすすめております。

これらの取り組みにより、賠償、復興、廃炉を着実に進展させながら一定の収益基盤を確保することができましたが、小売事業のさらなる競争激化や原子力発電所の長期停止など、事業環境は厳しさを増しており、また、自然災害の激甚化・広域化に伴う防災・電力レジリエンスの強化、世界的な脱炭素・SDGsへの意識の高まりなど、電気事業に対する社会的要請は大きく変化しつつあります。

当社グループといたしましては、こうした情勢の変化等を踏まえ、地域と共生して廃炉を貫徹する「復興と廃炉の両立」を推進していくとともに、一層の収益力と企業価値の向上に向け、既存事業の構造改革・強化や、安全の確保と地域のみなさ

まのご理解を大前提とした柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に向けた取り組みなどの諸施策を加速させてまいります。加えて、低廉な電気の安定供給を確実に果たしつつ、お客さまや社会、地域からのご期待が大きい「脱炭素」や「防災」を軸とした新たな価値を提供するビジネスモデルへと転換をはかることにより、激化する競争に勝ち抜くとともに将来の利益の柱となり得る新たな事業を創出してまいります。

当年度につきましても、配当に関しましては株主さまのご期待に沿うことができない状況にありますが、グループ一丸となって非連続の改革を断行し、長期にわたって着実に利益を確保することにより、最大の使命である福島への責任を果たすとともに、市場における評価を高めてまいりますので、今後とも当社グループの経営に対し何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



取締役会長

川村 隆

代表執行役社長

小早川 智明

株主各位

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
取締役会長 川村 隆

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使していただき、当日のご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご覧いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



書面による
議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。



電磁的方法
（インターネット等）
による議決権行使の場合

7、8ページの「電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時

2 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

オークラ東京 オークラ プレステージタワー 1階「平安の間」

〔新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、次ページに記載の当社ホームページに掲載いたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。〕

3 会議の目的事項 報告事項

2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

会社提案

第1号議案

第1号議案 取締役13名選任の件

株主提案

第2号議案から第10号議案

第2号議案 定款一部変更の件(1)

第3号議案 定款一部変更の件(2)

第4号議案 定款一部変更の件(3)

第5号議案 定款一部変更の件(4)

第6号議案 定款一部変更の件(5)

第7号議案 定款一部変更の件(6)

第8号議案 定款一部変更の件(7)

第9号議案 定款一部変更の件(8)

第10号議案 定款一部変更の件(9)

上記各号議案の内容等は、後記の株主総会参考書類に記載してあります。

4 株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は電磁的方法による行使を、電磁的方法により複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。

以上

- 本総会における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の対応等につきましては、下記の当社ホームページに掲載しておりますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。また、本総会当日までの感染拡大の状況等により対応等を変更する場合がございますので、当社ホームページより発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権の行使を委任できる代理人は、当社が代理権を証明する書面の提出を受けた、議決権を有する株主さま1名に限らせていただきます。
- 以下の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、下記の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、下記の当社ホームページ等でお知らせいたします。

当社ホームページ <https://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/meeting.html>

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合



書面による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2020年6月24日（水曜日）午後5時20分まで

》》》》 6ページをご覧ください



電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使

当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使サイト 》》》》 <https://evote.tr.mufg.jp/>



行使期限

2020年6月24日（水曜日）午後5時20分まで

》》》》 7, 8ページをご覧ください

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご案内

株式会社 ICJ が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

当日ご出席される場合



株主総会へのご出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2020年6月25日（木曜日）午前10時



書面による議決権の行使

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議案には、「**会社提案**」と「**株主からのご提案**」があります。

議決権行使書 東京電力ホールディングス株式会社 御中		行使できる議決権の数								
		2020年6月 日 _____ 個								
私は、2020年6月25日開催の東京電力ホールディングス株式会社第96回定時株主総会(継続会又は延会の場合を含む。)における各議案の原案に対し、下記(○印で表示)のとおりに、議決権を行使します。										
会社 提案	第1号議案									
	賛(但し _____ を除く) 否	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案
株主 からのご提案	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否
(ご注意) 株主からのご提案につきましては、当社取締役会は反対しております。第2号議案以下につき、株主からのご提案に賛成の場合は「賛」に、反対の場合は「否」に○印でご記入をお願いします。なお、各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主からのご提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。										

「会社提案」の記入方法

第1号議案

- ▶ 全員賛成の場合：「**賛**」の欄に○印
- ▶ 全員反対の場合：「**否**」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者に反対の場合：

「**賛**」の欄に○印のうえ、反対する候補者について、「第96回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載の候補者番号をご記入ください。

「株主からのご提案」の記入方法

第2号議案～第10号議案

- ▶ 賛成の場合：「**賛**」の欄に○印
- ▶ 反対の場合：「**否**」の欄に○印

「株主からのご提案」につきましては、当社取締役会は、いずれの議案にも反対しております。

❗ ご注意事項

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主からのご提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。



電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使

インターネットによる議決権行使をされる場合は、当社指定の議決権行使サイトにアクセスのうえ、画面の案内に従って議決権をご行使ください。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。

また、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

なお、アクセスに際して発生する費用は株主さまのご負担となりますので、ご了承ください。

QRコードを読み取る場合



同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、**「ログインID」及び「仮パスワード」を入力することなくログイン**いただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は…

次ページに記載の「ログインID・仮パスワードを入力する場合」に従ってログインしてください。

！ ご注意事項

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合はインターネットによる行使を、インターネットにより複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。
- インターネットの利用環境によっては、インターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。
- 不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、議決権行使サイト上で「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更をお願いしております。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する場合

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



当社指定の議決権行使サイトにアクセスの
うへ、同封の議決権行使書用紙に記載され
た「ログインID」及び「仮パスワード」を
ご入力いただき、画面の案内に従って議決
権をご行使ください。

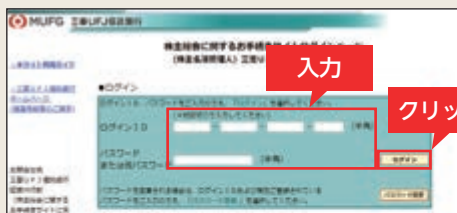


インターネットによる議決
権行使に必要な、「ログ
インID」と「仮パスワード」
が記載されています。

パソコンの場合



1 「次の画面へ」をクリック

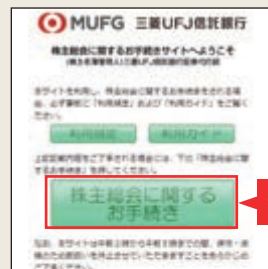


2 同封の議決権行使書用紙の右下に記載された
「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック



スマートフォンの場合



1 「株主総会に関する
お手続き」をクリック



2 同封の議決権行使書用紙
の右下に記載された「ロ
グインID」及び「仮パ
スワード」を入力

3 「ログイン」をクリック

※ 携帯電話による議決権行使も
可能です。

以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。

株主総会参考書類

会社提案 (第1号議案)

第1号議案 取締役13名選任の件

取締役全員の任期が本総会終結の時をもって満了いたしますので、指名委員会の決定に基づき、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	 再任 うつ だ しょう えい 槍 田 松 瑩 社外 独立	取締役 ■ 指名委員 ■ 報酬委員	20/21回 (95%)
2	 再任 く に い ひ で こ 國 井 秀 子 社外 独立	取締役 ■ 報酬委員長 ■ 指名委員	21/21回 (100%)
3	 再任 た か う ら ひ で お 高 浦 英 夫 社外 独立	取締役 ■ 監査委員長	20/21回 (95%)
4	 再任 あ ん ね ん じ ゅ ん じ 安 念 潤 司 社外 独立	取締役 ■ 監査委員	21/21回 (100%)
5	 新任 お お や ぎ し げ お 大八木 成 男 社外 独立		—
6	 新任 お お に し し ょ う い ち ろ う 大 西 正 一 郎 社外 独立		—
7	 新任 た な か こ う た ろ う 田 中 耕 太 郎 社外 独立		—

(ご参考)

当社のコーポレート・ガバナンス体制

- 指名委員会等設置会社制度を採用し、執行と監督を分離
- 社外取締役が過半数を占める指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置
- 取締役会はジェンダー（女性1名）や専門知識、バックグラウンドの異なる多様な人材で構成

独立社外
取締役候補者
7名/13名
54%

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位及び担当	取締役会 出席状況
8	 再任 こばやかかわ ともあき 小早川 智明	取締役、代表執行役社長(業務全般 原子力改革特別タスク フォース長 DXプロジェクト推進室、経営企画ユニット担当) ■指名委員	21/21回 (100%)
9	 再任 ふばさみ せいいち 文 挟 誠 一	取締役、代表執行役副社長(業務全般 経営企画担当 (共同) 企画室担当)	16/16回 (100%)
10	 再任 もりや せいじ 守 谷 誠 二	取締役、代表執行役副社長(業務全般 最高財務責任者兼社長 補佐 グループビジネス推進室、グループ事業管理室担当)	21/21回 (100%)
11	 再任 あきもと のぶひで 秋 本 展 秀	取締役	16/16回 (100%)
12	 再任 まきの しげのり 牧 野 茂 徳	取締役、常務執行役(原子力・立地本部長兼原子力改革特別 タスクフォース長代理兼同事務局長)	20/21回 (95%)
13	 再任 もりした よしひと 森 下 義 人	取締役 ■監査委員	16/16回 (100%)

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員候補者：株式会社東京証券取引所の定める独立役員の候補者。当社は、各氏を同取引所に対し、独立役員として届け出ております。

候補者
番号

1

うつ だ しょう えい
槍 田 松 瑩

(1943年2月12日生)

再任

社外

独立

■ 所有する当社普通株式の数

9,500株

■ 在任年数

3年

■ 重要な兼職の状況

日本放送協会経営委員会委員

■ 取締役会等への出席状況

■ 取締役会 20/21回(95%) ■ 指名委員会 8/8回(100%)
■ 報酬委員会 6/6回(100%)

■ 略歴及び地位

2002年10月 三井物産株式会社代表取締役社長
2009年4月 三井物産株式会社取締役会長
2015年4月 三井物産株式会社取締役
2015年6月 三井物産株式会社顧問(現在にいたる)
2017年6月 当社取締役(現在にいたる)



■ 社外取締役候補者の選任理由

槍田松瑩氏は、三井物産株式会社の社長、会長を務めるなど、国際的なビジネスに関する豊富な経験を有していることに加え、国内外のエネルギー事情に関する幅広い見識を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者
番号

2

くに い ひで こ
國 井 秀 子

(1947年12月13日生)

再任

社外

独立

■ 所有する当社普通株式の数

6,828株

■ 在任年数

6年

■ 重要な兼職の状況

株式会社三菱ケミカルホールディングス社外取締役

■ 取締役会等への出席状況

■ 取締役会 21/21回(100%) ■ 指名委員会 8/8回(100%)
■ 報酬委員会 6/6回(100%)

■ 略歴及び地位

2005年6月	株式会社リコー常務執行役員	2013年4月	芝浦工業大学学長補佐(2018年3月まで)
2008年4月	株式会社リコーグループ執行役員	2013年10月	芝浦工業大学男女共同参画推進室長(2018年3月まで)
2008年4月	リコーソフトウエア株式会社(現リコーITソリューションズ株式会社)取締役会長(2013年3月まで)	2014年6月	当社取締役(現在にいたる)
2009年4月	株式会社リコー理事(2013年3月まで)	2018年4月	芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科客員教授(2019年3月まで)
2012年4月	芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科教授	2019年4月	芝浦工業大学客員教授(現在にいたる)



■ 社外取締役候補者の選任理由

國井秀子氏は、リコーITソリューションズ株式会社の会長を務めるなど、企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え、女性の活躍をはじめとするダイバーシティの推進に関する高い見識を有することから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号 **3** たか 浦 英 夫 (1949年6月19日生)

再任 社外 独立

所有する当社普通株式の数
5,836株

在任年数
3年

重要な兼職の状況
公認会計士
本田技研工業株式会社社外取締役

取締役会等への出席状況

■取締役会 20/21回(95%) ■監査委員会 16/16回(100%)

略歴及び地位

1977年 5月	公認会計士（現在にいたる）
2006年 9月	あらた監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人。以下同じ）代表執行役
2009年 5月	あらた監査法人代表社員（2009年6月まで）
2017年 6月	当社取締役（現在にいたる）

社外取締役候補者の選任理由

高浦英夫氏は、公認会計士としてあらた監査法人の代表執行役を務めるなど、主に監査及び会計の分野における多様な経験と高い見識を有していることに加え、社外取締役（監査等委員）を務め企業監査に多様な経験を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号 **4** あん 念 潤 司 (1955年8月12日生)

再任 社外 独立

所有する当社普通株式の数
3,240株

在任年数
3年

重要な兼職の状況
中央大学法科大学院教授
弁護士
松井証券株式会社社外取締役

取締役会等への出席状況

■取締役会 21/21回(100%) ■監査委員会 16/16回(100%)

略歴及び地位

1982年 8月	北海道大学法学部助教授	2017年 6月	当社取締役（現在にいたる）
1985年 4月	成蹊大学法学部助教授		
1992年 2月	弁護士（現在にいたる）		
1993年 4月	成蹊大学法学部教授		
2004年 4月	成蹊大学法科大学院教授（2007年11月まで）		
2007年12月	中央大学法科大学院教授（現在にいたる）		

社外取締役候補者の選任理由

安念潤司氏は、大学教授及び弁護士として主に法律分野における高い見識を有していることに加え、社外取締役を務め企業経営に多様な経験を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。



候補者
番号

5

おお や ぎ しげ お
大八木 成 男

(1947年5月17日生)

新任

社外

独立



所有する当社普通株式の数

0株

重要な兼職の状況

帝人株式会社相談役
株式会社三菱UFJ銀行社外取締役
ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社社外監査役
KDDI株式会社社外取締役

略歴及び地位

2008年6月	帝人株式会社代表取締役社長CEO
2010年6月	帝人株式会社代表取締役社長執行役員CEO
2014年4月	帝人株式会社取締役会長
2018年4月	帝人株式会社取締役相談役
2018年6月	帝人株式会社相談役（現在にいたる）

社外取締役候補者の選任理由

大八木成男氏は、帝人株式会社の社長、会長を務めるなど、企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え、国際的なビジネスに関する豊富な経験を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者
番号

6

おお にし しょういちろう
大 西 正一郎

(1963年9月25日生)

新任

社外

独立



所有する当社普通株式の数

0株

重要な兼職の状況

フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役
FCDパートナーズ株式会社代表取締役
弁護士

略歴及び地位

1992年4月	弁護士（現在にいたる）
2003年11月	株式会社産業再生機構マネージングディレクター（2007年1月まで）
2007年1月	フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役（現在にいたる）
2017年11月	FCDパートナーズ株式会社代表取締役（現在にいたる）

社外取締役候補者の選任理由

大西正一郎氏は、フロンティア・マネジメント株式会社やFCDパートナーズ株式会社の代表取締役を務めるなど、企業における事業再生に関する幅広い経験と見識を有していることに加え、弁護士として主に法律分野における高い見識を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号 **7** **たなか こうたろう** **田中 耕太郎** (1966年11月5日生)
新任 **社外** **独立**

■ 所有する当社普通株式の数
0株

■ 重要な兼職の状況
原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室次長



■ 略歴及び地位

2013年 7月	内閣府参事官（政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付）
2015年 7月	経済産業省特許庁総務部秘書課長
2017年 7月	復興庁福島復興局次長
2020年 4月	原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室次長（現在にいたる）

■ 社外取締役候補者の選任理由

田中耕太郎氏は、経済産業省、復興庁及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構において要職を務めるなど、幅広い経験と見識を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号 **8** **こばやかわ ともあき** **小早川 智明** (1963年6月29日生)
再任

■ 所有する当社普通株式の数
9,752株

■ 取締役会等への出席状況
 取締役会 21/21回(100%) 指名委員会 8/8回(100%)

■ 略歴及び地位

1988年 4月	当社入社
2014年 6月	当社カスタマーサービス・カンパニー法人営業部長
2015年 6月	当社常務執行役（2016年3月まで）
2016年 4月	東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長（2017年6月まで）
2016年 6月	当社取締役（現在にいたる）
2017年 6月	当社代表執行役社長（現在にいたる）

■ 取締役候補者の選任理由

小早川智明氏は、当社の社長を務めるなど、電気事業全般における豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。



招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

9 文 挟 誠 一

(1960年7月25日生)

再任



■ 所有する当社普通株式の数

1,480株

■ 重要な兼職の状況

東京電力リニューアブルパワー株式会社代表取締役社長

■ 取締役会への出席状況

■ 取締役会 16/16回(100%)

■ 略歴及び地位

1985年4月	当社入社	2016年4月	東京電力エナジーパートナー株式会社取締役 (2020年3月まで)
2014年6月	当社執行役員経営企画本部事務局長	2017年6月	当社代表執行役副社長(現在にいたる)
2015年4月	当社常務執行役	2019年6月	当社取締役(現在にいたる)
2016年4月	東京電力パワーグリッド株式会社取締役 (2020年3月まで)	2020年4月	東京電力リニューアブルパワー株式会社代表取締役社長 (現在にいたる)
2016年4月	東京電力フュエル&パワー株式会社取締役 (2020年3月まで)		

■ 取締役候補者の選任理由

文挟誠一氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、電気事業全般における豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者
番号

10 もり や 谷 誠 二

(1963年4月21日生)

再任



■ 所有する当社普通株式の数

36,886株

■ 重要な兼職の状況

東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長

■ 取締役会への出席状況

■ 取締役会 21/21回(100%)

■ 略歴及び地位

1986年4月	当社入社	2018年9月	当社代表執行役副社長(現在にいたる)
2013年6月	当社監査委員会業務室長		
2016年4月	東京電力フュエル&パワー株式会社常務取締役		
2017年6月	当社取締役(現在にいたる)		
2017年6月	東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長 (現在にいたる)		

■ 取締役候補者の選任理由

守谷誠二氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、電気事業全般における豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号 **11** **あきもと のぶ ひで** **秋本展秀** (1968年10月22日生) 再任

■ 所有する当社普通株式の数
2,743株

■ 重要な兼職の状況
東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長

■ 取締役会への出席状況
■ 取締役会 16/16回(100%)

略歴及び地位

1991年 4月	当社入社
2014年 7月	当社福島本部復興調整部部长代理兼復興企画グループマネージャー兼福島原子力補償相談室副室長
2016年 7月	当社福島本部復興調整部部长代理兼福島原子力補償相談室副室長
2017年 6月	東京電力エナジーパートナー株式会社常務取締役
2019年 4月	東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長 (現在にいたる)
2019年 6月	当社取締役 (現在にいたる)



取締役候補者の選任理由

秋本展秀氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、主に小売電気事業に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号 **12** **まきの しげ のり** **牧野茂徳** (1969年6月30日生) 再任

■ 所有する当社普通株式の数
3,240株

■ 取締役会への出席状況
■ 取締役会 20/21回(95%)

略歴及び地位

1992年 4月	当社入社
2012年 7月	当社原子力設備管理部設備技術グループマネージャー
2016年 7月	当社原子力安全・統括部 (福島第二原子力発電所駐在)
2016年12月	当社原子力人財育成センター所長
2017年 6月	当社取締役 (現在にいたる)
2017年 6月	当社常務執行役 (現在にいたる)



取締役候補者の選任理由

牧野茂徳氏は、当社の原子力人財育成センター所長を務めるなど、主に原子力発電事業に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者
番号

13

もり
森
した
下
よし
義
ひと
人

(1962年3月14日生)

再任



所有する当社普通株式の数

19,548株

取締役会等への出席状況

■取締役会 16/16回(100%) ■監査委員会 14/14回(100%)

略歴及び地位

1985年4月	当社入社	2017年6月	東京電力フュエル&パワー株式会社取締役 (2019年3月まで)
2012年11月	当社経理部部長代理	2017年6月	東京電力エナジーパートナー株式会社取締役 (2019年3月まで)
2015年6月	当社経理部長	2019年4月	当社参与
2015年7月	当社経営企画ユニット経理室長	2019年6月	当社取締役(現在にいたる)
2016年4月	東京電力パワーグリッド株式会社常務取締役		
2017年6月	当社常務執行役		
2017年6月	東京電力パワーグリッド株式会社取締役 (2019年3月まで)		

取締役候補者の選任理由

森下義人氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、主に財務及び会計に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

- (注) 1. 当社は、榎田松瑩氏、國井秀子氏、高浦英夫氏、安念潤司氏及び森下義人氏との間で、会社法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結しており、本総会において各氏の取締役選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、大八木成男氏、大西正一郎氏及び田中耕太郎氏の取締役選任が承認された場合、各氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。
2. 大八木成男氏は、当社の特定関係事業者である株式会社三菱UFJ銀行の社外取締役であります。

(ご参考)

取締役候補者及び執行役の選任方針と手続

<方針>

当社は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、安全確保と競争下での電力の安定供給をやり抜くという使命のもと、企業価値の最大化の実現に向け、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導するにふさわしい人格、識見、能力を有する人物を、取締役候補者及び執行役として選任することとしています。

また、取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成することとし、その員数は、定款で定める13名以内の適切な人数とすることとしています。このうち、社外取締役については、「社外取締役の独立性判断基準」に照らし、独立性の有無を考慮して候補者を選任することとしています。

<手続>

会社法に基づき、社外取締役が過半数を占める指名委員会が、株主総会に提出する取締役選解任に関する議案の内容を決定しています。また、執行役の選解任については、指名委員会における審議を行ったうえで、取締役会において決定しています。

社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の独立性に関しては、以下のいずれの事項にも該当しない場合、独立性があると判断する。

- 1. 当社グループ関係者**
 - ・当社又は当社子会社の出身者
- 2. 主要株主（議決権の10分の1以上を保有する株主をいう。以下同じ）**
 - ・当社の現在の主要株主の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する「業務執行者」をいう。以下同じ）
 - ・当社が現在主要株主である会社の業務執行者
- 3. 主要な取引先**
 - ・当社又は当社子会社を主要な取引先とする法人（※1）の業務執行者
 - ・当社又は当社子会社の主要な取引先である法人（※2）の業務執行者
- 4. 専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）**
 - ・現在、当社又は当社子会社の会計監査人である監査法人の社員等
 - ・上記に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社又は当社子会社から、役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている者
- 5. 役員相互就任**
 - ・当社又は当社子会社から役員を受け入れている会社の役員
- 6. 近親者**
 - ・当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族（以下「近親者」という）
 - ・最近3年間において、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人であった者の近親者
 - ・上記2から4の要件に該当する者の近親者。但し、上記2及び3の業務執行者については、取締役、執行役又は執行役員その他これらに類する役職にある者に限るものとし、上記4の社員等については、社員又はパートナーに限るものとする。
- 7. その他**
 - ・当社の一般株主全体との間で上記1から6までにおいて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者

なお、上記のいずれかの事項に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、独立性を有すると考えられる者については、当社は、当該人物が独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外取締役候補者として定めるものとする。

※1：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社からの支払額が、その取引先における年間連結売上高の2%以上である場合における当該取引先

※2：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社に対する支払額が、当社における年間連結売上高の2%以上である場合における取引先（借入先については、当社又は当社子会社の借入額が、当社における連結総資産の2%以上である場合における当該借入先）

! 各議案の議案内容及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

株主提案 (第2号議案から第10号議案まで)

第2号議案から第10号議案までは、株主からのご提案によるものであります。
なお、提案株主(215名)の議決権の数は、1,753個であります。

第2号議案 定款一部変更の件(1)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 福島第一原子力発電所の廃炉事業への資源集中

第×条 本社は福島第一原子力発電所の廃炉事業に資源を集中し、他の原子力発電所については最小限の安全管理のみを行う。

第×条 廃炉作業においては、汚染水の発生抑制と放射性物質の拡散を防ぐことを最優先する。

第×条 本章の目的達成のため、他電力の原子力発電所への出資や東通原子力発電所への投資は直ちに中止する。

提案の理由

我が社は「中長期ロードマップ」に基づき廃炉作業を進めてきたが、作業の遅れや不備が多く発生している。汚染水処理では漫然とタンクを作り続けたが、本来は2021年3月までには新たな汚染水の発生を止め、建屋内の汚染水はなくなるはずだった。その決め手は凍土壁とされたが約1.1%が凍結しておらず穴が空いている状態だ。

建屋にも多くの穴から雨水が大量流入している。放射線量が高く作業が進まないためとされるが、**最優先すべき汚染水の発生抑制と放射性物質の拡散防止に特化した作業をすべき**なのに様々な作業を組み込んだことと、熟練作業員の減少、柏崎刈羽原発などへの資金や資源の投入が作業停滞の主因だ。

今後デブリの取り出し作業を行えば、他の作業と相互に悪影響を及ぼし、不測の事態を引き起こしかねない。廃炉作業の優先順位を見直し、自然災害対策を中心とした作業の組み立てに変更するべきである。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

会社法では、業務執行に関する事項については、合理的、機動的な事業運営を確保する観点から、取締役会の決定に委ねることを基本としております。ご提案の内容は、業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉作業において、陸側遮水壁やサブドレン、建屋屋根の補修などの重層的な対策により汚染水発生量の低減を着実にすすめるとともに、海側遮水壁や原子炉建屋へのカバラーの設置などにより放射性物質の拡散防止をはかっております。今後は、本年3月に策定した「廃炉中長期実行プラン2020」に基づき、プロジェクト管理と安全・品質管理の各機能の一層の強化に取り組み、長期にわたる廃炉作業を安全・着実かつ計画的に実施してまいります。

第3号議案 定款一部変更の件(2)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 福島第一原子力発電所事故によって放出され続けている放射性物質による汚染の実態調査

第×条 福島第一原子力発電所事故によって放出され続けている放射性物質による汚染の実態を調査する委員会を設置する。

提案の理由

我が社は、2011年に世界最大級であるレベル7の原発事故を起こし、いまだに放射性物質を拡散させている。大気中には毎日2億4千万ベクレルを放出。去年はそれが倍だったと発表している。そして汚染水は約120万㎡。1003基のタンクが満杯になるとして海洋に放出しようとしている。

また、汚染した土壌や植物などを入れたフレコンバッグは既に1399万㎡あり、延々と黒い袋が積み上げられたドローン映像は世界に発信されている。毎年台風が福島などを襲い、フレコンバッグは河川や海に流されるが、その実態は調査すらされない。

五輪の聖火リレーが出発予定だったJヴィレッジには71マイクロシーベルト／時(除染目安の308倍)の汚染地点などホットスポットがあることも分かっている。

放射性物質を「無主物」などと言わず、事故の責任を取るために、我が社は汚染の実態を測定し世界に公表しなければ、本当の意味での反省にならない。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、当社は、第2号議案に対する取締役会の意見でも述べたとおり、放射性物質の拡散防止などに着実に取り組むとともに、発電所の敷地境界や周辺海域等において放射線などのモニタリングを実施し、その結果を当社ホームページにおいて広く公表しております。また、法令等に則り、国や自治体を実施する除染や線量測定などに人的・技術的協力を行っております。

多核種除去設備等処理水の扱いにつきましては、法令で求められる放出に係る濃度限度より低い濃度となるまで二次処理を実施する等の放射性物質の低減策や風評被害対策等について具体的にわかりやすくご説明するなど、地元をはじめとした関係者のみなさまの理解醸成に努めるとともに、今後、国から示される方向性を踏まえ適切に対応してまいります。

第4号議案 定款一部変更の件(3)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 石炭火力発電からの撤退

第×条 本会社は石炭火力発電所を新設せず、既存の発電所も順次閉鎖する。

提案の理由

近年、日本も深刻な異常気象に見舞われ大きな被害が出ている。これは地球温暖化の影響であり、つまり二酸化炭素(CO₂)の排出が大きな原因だ。

昨年末、東京都は都内のCO₂排出量を2050年に実質ゼロとする「ゼロエミッション東京戦略」を発表。自然エネルギーの基幹エネルギー化を掲げ、電気に関しては2030年までに自然エネルギー30%、2030年以降は100%を目指すと言及。原子力や化石燃料由来の電気は近い将来買ってもらえなくなる。裏返せば、自然エネルギーの電気は「売れる」ということだ。また、自然エネルギーは燃料費がゼロで、将来的にまだまだコストが下がる。

石炭火力発電所は最大のCO₂排出源だ。主に石炭火力への関与が理由で、我が社は欧州の金融機関や年金基金などの投資先リストから除外されている。この際、建設中の横須賀火力発電所を含め、石炭火力からの撤退を決め、その方針を世界に向けて明らかにしよう。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、気候変動に対する取り組みとしてCO₂排出量の削減をすすめていくことは重要である一方、低廉な電気の安定供給という電気事業者としての責務を果たすことも重要であると考えており、この観点から、燃料供給の安定性や経済性に優れた高効率石炭火力発電は、他の電源とバランス良く組み合わせて利用していくべき電源であると考えております。

当社といたしましては、持続可能な社会の実現に向け、株式会社JERAを通じて火力発電の高効率化などをすすめるとともに、再生可能エネルギーの主力電源化や安全の確保を大前提とした原子力事業の推進に取り組んでまいります。

第5号議案 定款一部変更の件(4)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 地産地消型の発送配電設備網への更改

第×条 地域特性に合わせた、多様な発電方法及び停電の影響を変電所単位に留める送配電設備網を整備する。

第×条 更改に必要な費用は、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働費用から充当する。

提案の理由

我が社の発送配電設備は、限界を露呈している。これは、台風襲来前の昨年2月と6月に千葉県で**9万件超の停電が連発**したことで証明されている。台風15号襲来後の復旧が難航したことも、記憶に新しい。

また、2016年10月の新座地下ケーブル火災では、送電設備が機能不全となり、停電が練馬変電所から豊島変電所管内へと拡大し、**58万件にのぼる大規模停電**となった。

近年頻発している大規模停電事故は、遠隔地で大量発電し、大規模な送電線と配電設備で電力供給する**我が社の設備網が時代遅れ**である証しだ。

大規模な電力設備機能は、小規模分散が可能となっている。実際に千葉県睦沢町では、台風15号襲来時にも地産地消型発送配電システムにより電力供給を続け、停電による影響を最小限に抑えた。**停電を避けたい思いは、株主も経営陣と同じだ**。自然災害が激甚化する今、睦沢町を手本として対策すべきだ。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、近年、自然災害が激甚化・広域化するなか、電力レジリエンスの強化は重要であると考えており、災害時の早期の停電復旧に向け、デジタル技術の積極的活用や分散型電源として蓄電池・電動車両等も活用した電力供給手段の多様化、さらには国や自治体、他の一般送配電事業者等の関係者との連携・協働の強化などをはかるとともに、引き続き計画的かつ効率的な設備更新をすすめることにより、送配電ネットワークの強靱性を高めてまいります。また、分散型電源を利用したマイクログリッドなどについても、継続して検討してまいります。

第6号議案 定款一部変更の件(5)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 東通原子力発電所建設の中止

第×条 東通原子力発電所新設計画を中止する。

第×条 東通村の建設予定地を自然エネルギー関連施設の建設に活用する。

提案の理由

我が社の経営は、すでに福島事故処理費用が膨れ上がり、被害者への賠償もままならず、賠償原資9兆円を無利子で借りている現状である。

なのに我が社は、東通原発建設を前提に、青森県下北郡東通村に対して**2年間で4億円のふるさと納税をした**。

しかし東通原発の建設は我が社一社では抱え込めず、昨年8月、中部電力、日立、東芝の4社で共同経営をすすめる方針を固めたが、東芝から忌避された。そこで**地元大きな負担と迷惑を日常的にかけ東通原発計画から撤退する**。

昨年12月、震度5弱の強い地震があった。施設の直下には活断層もあり、地震が頻発する地域である。冬場は激しいヤマセと大雪で視界ゼロになる。その時に大事故が起きれば、車も船も避難に使うことはできない。地元が負わされる危険は計り知れない。

遠方から法外なコストをかけて送電する無駄をやめ、**風力発電所など自然エネルギーの基地とし、周辺地域に送電することとする**。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、東通原子力発電所は、拡張可能性のある長期的有望地点であり、脱炭素社会への対応や電力供給のレジリエンス強化の観点からも重要な開発地点であると考えております。

当社といたしましては、福島第一原子力発電所の事故の教訓を活かし、また国内外の事業者の優れた設計等を積極的に取り入れることなどにより、世界最高水準の安全性を有する東通原子力発電所の実現をめざすとともに、昨年3月に策定した「青森行動計画」のもと、事業の環境・基盤の整備や対話活動の強化などに取り組み、地域に根差した原子力事業をすすめてまいります。

第7号議案 定款一部変更の件(6)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 福島第一原発事故の賠償の誠実な実行

第×条 本会社は、福島第一原発事故による被害の賠償を求めて住民が申し立てた裁判外紛争解決手続き（ADR）で、国の原子力損害賠償紛争解決センターが提示した和解案を拒否せず、すみやかに受け入れる。

第×条 和解案の手続きは迅速に実行し、できる限り早期に賠償金を支払うことで、被害者に寄り添った賠償を貫徹する。

提案の理由

福島第一原発事故の損害賠償を求める手続き（ADR）で、**中立な立場の国の原子力損害賠償紛争解決センターの和解案を我が社が拒否するケースが急増**している。和解案より遙かに低い額を一方的に示され、訴訟の負担を考えて泣く泣く合意することも多いという。

浪江町（約1万5千人）や飯舘村（約3千人）、川俣町（約560人）の住民が集団で申し立てたADRでも我が社は和解案を拒否し続けている。浪江町ではやむなく住民たちが別途、訴訟を起こした。我が社は個別に申し立ててほしいとするが、時間も費用もかかり被害者には難しい。

和解案の拒否は、賠償の指針として我が社が14年に掲げた「3つの誓い」に著しく反する。この不誠実な姿勢は、安倍首相や経産相からも非難されている。

本議案の条文は、「和解案を拒否しない」を除けば、「3つの誓い」とほとんど同じである。**被害者に寄り添う本心に誠実な賠償を実行するため、定款に加える。**

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、当社といたしましては、「3つの誓い」として掲げた「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」、「和解仲介案の尊重」を徹底するとともに、被害者の方々の個別のご事情をより丁寧にお伺いしながらきめ細かく真摯に対応し、迅速かつ適切な賠償を実施してまいります。

第8号議案 定款一部変更の件(7)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 株主調査権の尊重及び調査委員会

第×条 株主に不利益をもたらす恐れがある本会社及び子会社の経営上の問題について、株主はこれを調査する権利を有する。

第×条 取締役会は、300個以上の議決権を有する株主から前条の調査についての求めがあった場合、これを調査し、株主に報告する委員会を設立する。

第×条 調査委員会は構成委員を5名以上とし、すべて外部の人材をもって構成する。その際、利益相反を疑われる法人及び個人は除外する。

提案の理由

経営リスクは、会社所有者たる株主へ迅速に知らされるべきである。しかし、我が社では経営のブレーキ役である**監査委員会が監査した様子がない**。

例えば、2013年から発電収入0円である柏崎刈羽原発の安全対策費用に、1兆1千億円超の巨費投入を放置した。さらに昨秋には、前年度純利益2千億円超全てを用いて実質破綻会社の日本原電を支援するという、株主資本を毀損する決定を下した。日本原電の支援要請からわずか10日後だ。にもかかわらず、監査委員会の意見は常に「問題なし」である。「お飾り」と言い換えてもよいほど、株主にとって**耐えられない存在の軽さ**だ。

このような**我が社経営陣による暴走**、即ち「巨額費用を垂れ流し、株価を下げる」行動に対し、**歯止めが必要**だ。監査委員会の機能が期待できないならば、一定数の株主から求めがあった場合には、調査委員会を設置し、調査結果を株主に報告することを取締役会に義務付ける必要がある。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

会社法では、取締役や執行役の職務執行が適正に行われるよう、取締役会や監査委員会がその監督、監査を行うこととされていることに加え、株主には、株主総会決議を通じて、監査委員を含む取締役を選解任する権限が付与されているほか、一定の持株数を有する場合等には、帳簿閲覧権や株主提案権など、経営に関する調査・提案を行うことができる権限も付与されていることから、ご提案の内容を定款に定める必要はないと考えます。

なお、指名委員会等設置会社である当社の監査委員会は、社外取締役3名を含む4名の監査委員で構成されており、会計監査人及び内部監査組織と緊密な意見交換を実施することに加え、監査委員が執行役会等への出席を通じて重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を確認することなどにより、取締役及び執行役の職務執行について、実効的かつ効率的に監査を行っております。また、取締役会は、監査委員会からの職務執行状況の報告などを通じて監査委員の職務執行を監督しております。

第9号議案 定款一部変更の件(8)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 報酬等の個別開示

第×条 個々の取締役及び執行役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財務上の利益は遅滞なく公表する。

提案の理由

我が社役員の報酬決定過程は不透明極まりない。昨年度の株主総会で小早川社長は利益目標に到達していない旨発言したにも拘わらず，業績連動報酬総額6600万円が役員へ支給されている。利益目標未達で支給される業績連動報酬とは何だろうか？今後，未達の場合は報酬を返還させるクローバック条項も取り入れるべきである。

さて，昨年の台風で大停電になったのも，台風の威力だけが原因ではなく，設備更新の怠慢も指摘されている。長期に適切な経営判断がされていたのだろうか？

現在，我が社には公的資金が投入されており，経営の透明性が求められる。役員個別に担当分野を十分に取締り執行したか，報酬が適正か説明する責任がある。我が社筆頭株主である原子力損害賠償・廃炉等支援機構は，既に役員報酬を個別開示済みだ。

本議案と同様の過去の提案は株主33%の賛成を得，昨年に関西電力株主総会では43%が賛成した事もこの議案の正当性を示している。

取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

取締役及び執行役に支給した報酬等につきましては，事業報告及び有価証券報告書において，基本報酬及び業績連動報酬の区分ごとに，取締役・執行役・社外取締役それぞれの総額及び員数を開示しており，経営に係るコストの開示として十分であると考えていることから，ご提案の内容を定款に定める必要はないと考えます。

なお，指名委員会等設置会社である当社においては，社外取締役のみで構成される報酬委員会が，取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針を定めるとともに，当該方針に基づき取締役及び執行役の個人別の報酬等を決定しております。また，執行役に支給する業績連動報酬につきましては，58ページに記載のとおり，会社業績及び個人業績に基づき算定し，報酬委員会において適切に決定しております。

第10号議案 定款一部変更の件(9)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 顧問、相談役等の廃止

第×条 本会社は顧問、相談役や、それに準じる副会長、参与などの役職を全て廃止する。

提案の理由

顧問、相談役等の役職は、報酬を支払いながら開示せず役割も曖昧で、旧トップの不祥事の避難場所や院政を続ける温床ともなっている。

関西電力の役員らが高浜原発のある高浜町の元助役から多額の金品を受け取っていた問題では、関電子会社が30年以上にわたって非常勤顧問の契約をして報酬を支払っていた。

我が社も2012年に顧問制度を廃止した。しかしコーポレートガバナンス報告書の2019年7月版では、元代表取締役社長等である相談役、顧問等として廣瀬直己副会長が常勤・報酬有と記載されている。その後、3月末で副会長を辞任、4月からは参与と報道された。**顧問を廃止したが、副会長や参与ならよいのか。**

また我が社は2015年には内川晋氏を特任顧問に就任させ、報酬を支払っている。「我が社の元社長ではないから、いわゆる顧問ではない」と言い訳するが、これでは抜け道だけだ。

不透明な役職は全て廃止することを提案する。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、当社は、2012年に顧問制度を廃止しており、また、2002年以降、相談役を置いておりません。副会長や参与等につきましては、必要に応じて、その深い知見や経験等を対外的な理解活動や生産性向上の取り組みなどに活用することを目的に委嘱しておりますが、当社の経営上の意思決定に関与することはなく、報酬は役割に照らし適正な金額を支給しております。

メ モ

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

1 当社グループの現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当社グループの業績

当年度における当社グループを取り巻く経営環境は、省エネルギーの進展等により国内エネルギー需要の減少傾向が続くなか、小売事業におけるさらなる競争の激化などにより、一層厳しくなっております。

こうしたなか、当社グループは、福島への責任を貫徹するため、カイゼン活動をはじめとした生産性改革、株式会社JERAを象徴とする他社との提携、成長領域への事業展開などの取り組みをグループ一丸となつてすすめ、収益力と企業価値の向上に努めてまいりました。

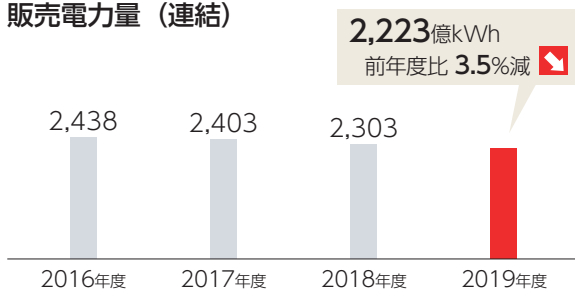
当社グループの当年度の販売電力量（連結）は、電力小売全面自由化や気温の影響などにより、前年度に比べ3.5%減の2,223億kWhとなりました。

当年度の連結収支につきましては、収益面では、販売電力量（連結）が減少したことなどから、売上高（営業収益）は前年度に比べ1.5%減の6兆2,414億円となり、その他の収益を加えた経常収益合計は0.4%減の6兆3,488億円となりました。

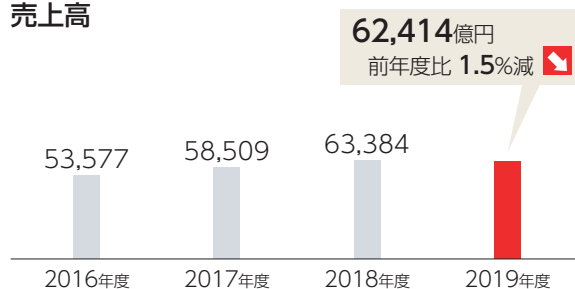
一方、費用面では、原子力発電が引き続き全機停止するなか、グループをあげたコスト削減の徹底などにより、経常費用合計は前年度に比べ0.2%減の6兆848億円となりました。

当期の連結業績

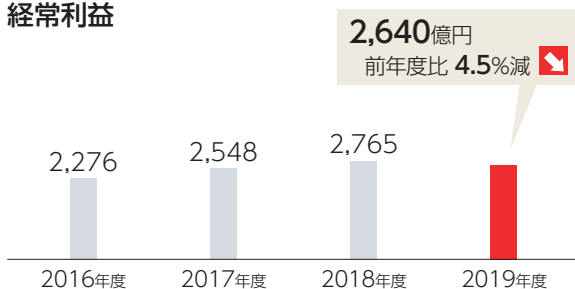
販売電力量（連結）



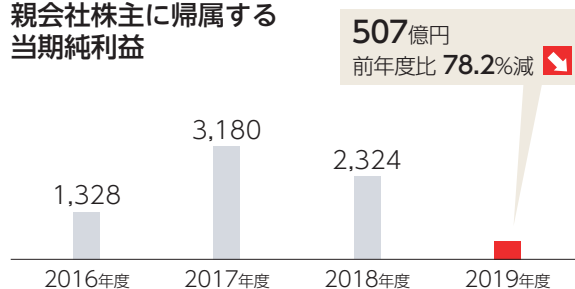
売上高



経常利益



親会社株主に帰属する 当期純利益

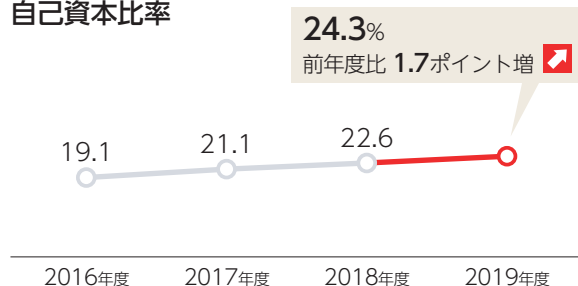


以上により、経常利益は前年度に比べ4.5%減の2,640億円となりました。また、株式会社JERAへの既存火力発電事業等の承継に伴う持分変動利益、福島第二原子力発電所の廃止決定に伴う災害損失引当金の戻入額、原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金交付金を合わせ4,149億円を特別利益として計上する一方、燃料デブリの取り出しに係る支出の一部などの災害特別損失、原子力損害賠償費、福島第二原子力発電所の廃止決定に伴う損失などを合わせ6,093億円を特別損失として計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は507億円となりました。

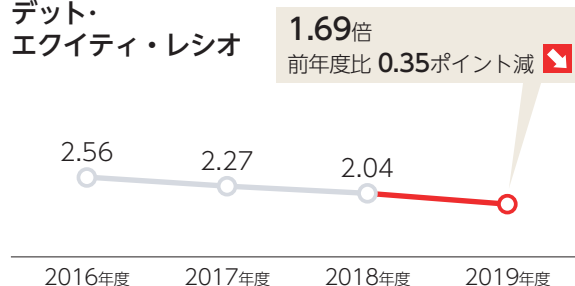
当年度の自己資本比率につきましては前年度の22.6%から24.3%に、デット・エクイティ・レシオにつきましては前年度の2.04から1.69になるなど、引き続き財務体質の改善をすすめた一方、資本効率の指標であるROE/ROAにつきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の減少などにより、ROEは前年度の8.4%から1.8%に、ROAは前年度の2.5%から1.7%になりました。

当年度における各事業別の業績（事業間の内部取引消去前）は、31ページ以降に記載のとおりです。

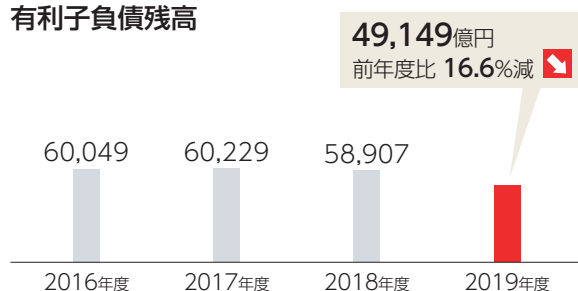
自己資本比率



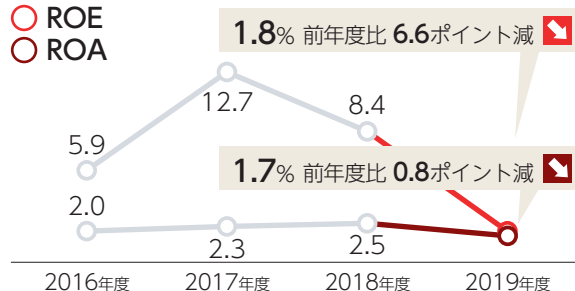
デット・エクイティ・レシオ



有利子負債残高



ROE ROA



東京電力グループ

当社グループは、当年度において、持株会社であるホールディングスと3つの基幹事業会社をそれぞれ中心とする4つのセグメントで事業運営を行ってまいりました。

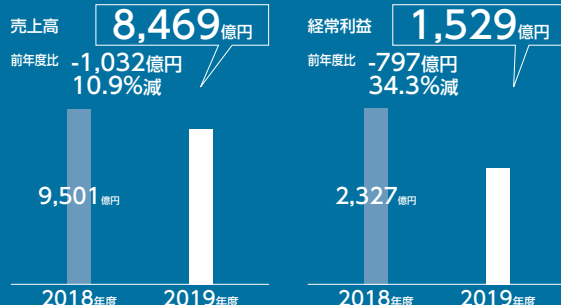
各社が自律性と機動性を発揮し、それぞれの事業環境に応じた経営課題に対処するとともに、ホールディングスがグループの全体最適をはかることにより、グループ全体の企業価値の向上に取り組んでおります。

発電（原子力／再生可能エネルギー）

ホールディングス

主要な事業内容

- 各基幹事業会社への共通サービスの提供
- 原子力発電事業 ●再生可能エネルギー発電事業



収益面では、販売電力料収入が減少したことなどから、売上高(営業収益)は前年度に比べ10.9%減の8,469億円となり、経常収益合計は10.9%減の1兆104億円となりました。

一方、費用面では、システム維持費用を各基幹事業会社による負担に変更したことなどから、経常費用合計は前年度に比べ4.8%減の8,574億円となりました。

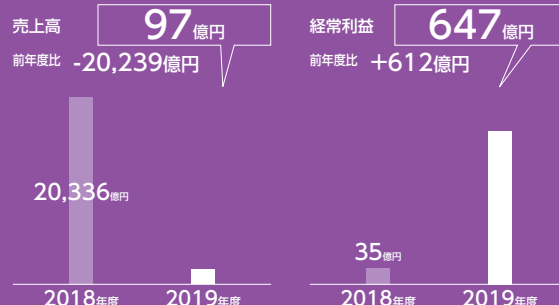
この結果、経常利益は前年度に比べ34.3%減の1,529億円となりました。

発電（燃料・火力）

フュエル&パワー

主要な事業内容

- 燃料・火力発電事業



2019年4月1日、東京電力フュエル&パワー株式会社の既存火力発電事業等を株式会社JERAに承継させたことに伴い、収益面、費用面とも前年度に比べ大幅に減少いたしました。

経常利益は、持分法適用関連会社である株式会社JERAが燃料費調整における期ずれの影響などにより増益となったことなどから、前年度に比べ612億円増の647億円となりました。

※ 本年4月1日、再生可能エネルギー発電事業を東京電力リニューアブルパワー株式会社に承継させました。
これに伴い、2020年度以降は「リニューアブルパワー」を加えた5つのセグメントで事業運営を行ってまいります。

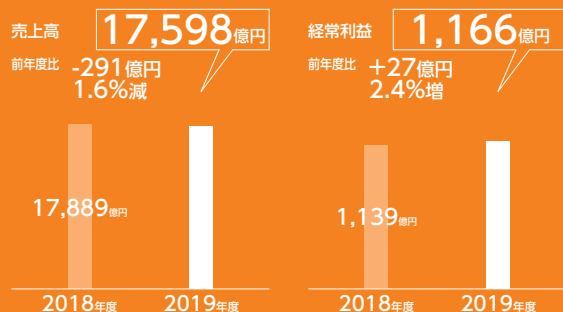
送電・配電

小売

パワーグリッド

主要な事業内容

●送配電事業



収益面では、気温の影響などによりエリア需要が前年度に比べ1.8%減の2,698億kWhとなり、託送収入が減少したことなどから、売上高（営業収益）は前年度に比べ1.6%減の1兆7,598億円となり、経常収益合計は1.6%減の1兆7,778億円となりました。

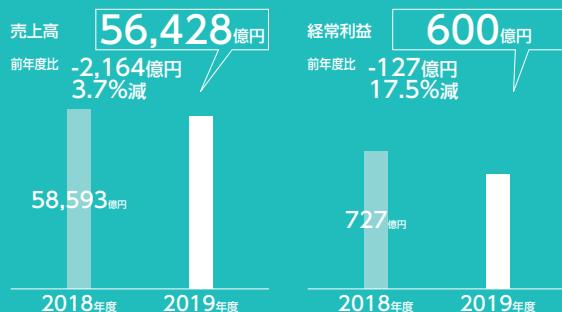
一方、費用面では、購入電力料や修繕費が減少したことなどから、経常費用合計は前年度に比べ1.9%減の1兆6,611億円となりました。

この結果、経常利益は前年度に比べ2.4%増の1,166億円となりました。

エナジーパートナー

主要な事業内容

●小売電気事業



収益面では、販売電力量（連結）が前年度に比べ3.5%減の2,223億kWhとなったことなどから、売上高（営業収益）は前年度に比べ3.7%減の5兆6,428億円となり、経常収益合計は3.7%減の5兆6,492億円となりました。

一方、費用面では、購入電力料が減少したことなどから、経常費用合計は前年度に比べ3.5%減の5兆5,892億円となりました。

この結果、経常利益は前年度に比べ17.5%減の600億円となりました。

ホールディングス

主要な事業内容

- 各基幹事業会社への共通サービスの提供
- 原子力発電事業 ●再生可能エネルギー発電事業

当年度の施策

福島事業

福島復興に向けた取り組み

当社は、被害者の方々に寄り添い、個別のご事情をお伺いしながら賠償をすすめ、当年度末までに累計9兆4,836億円をお支払いいたしました。

本年3月の双葉町、大熊町及び富岡町の一部における避難指示の解除やJR常磐線の全線運転再開など、地域の復興が着実にすすむなか、線量測定のほか、除草、清掃・片付け、地域イベントの運営への協力などを行い、当年度末までに国や自治体による除染等への協力人数は累計39.6万人、復興推進活動への派遣人数は累計51.5万人となりました。

また、引き続き、風評被害の払拭に向け、「発見！ふくしま」キャンペーンを展開し、首都圏の小売店や飲食店におけるフェアの開催、LINEやグルメ情報誌による情報発信などを通じて首都圏の消費者の方々に福島県産品の品質の良さをお伝えするとともに、小売店や飲食店における福島県産品のお取り扱いの拡大などに取り組んでまいりました。



首都圏の小売店において販売促進イベントを開催

福島第一原子力発電所の廃炉

陸側遮水壁やサブドレン等の対策に加え、建屋屋根の補修や敷地舗装等の重層的な対策を実施し、汚染水の発生量を着実に低減したほか、建屋内に滞留する汚染水の浄化や作業環境の改善などをすすめてまいりました。

使用済燃料プールからの燃料取り出しにつきましては、3号機において取り出し作業を開始いたしました。また、地元企業のご協力のもと1・2号機の排気筒の解体をすすめたほか、燃料デブリの取り出しに向けた装置の開発など、廃炉プロジェクトを着実に推進してまいりました。

加えて、2018年に富岡町に開館した廃炉資料館の展示や発電所構内への視察受け入れ、情報誌の配布などを通じた廃炉の現状等に関する情報発信に引き続き取り組み、昨年12月に廃炉資料館への来館者は累計5万人を超えました。

また、昨年12月に改訂された中長期ロードマップの工程目標等を達成するため、本年3月、作業プロセスを具体化した「廃炉中長期実行プラン2020」を策定いたしました。



1・2号機排気筒の解体作業を実施

経済事業

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に向けた取り組み

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に向け、引き続き新規規制基準適合性審査に真摯に対応するとともに、安全を最優先に耐震補強や内部溢水対策などの安全対策工事を着実にすすめてまいりました。

また、社外への情報発信をより正確かつ迅速に行うため、IT技術を活用した業務プロセスの抜本的な見直しや当番体制の強化、継続的な訓練を実施いたしました。さらに、地域の声を傾聴し、社会の目線で考える意識を高めることを目的として、柏崎市及び刈羽村の各戸訪問に発電所員全員で取り組みました。

このほか、緊急時の対応については、多様なシナリオを用いた訓練を重ねることにより対応能力の強化をはかるとともに、昨年11月に行われた新潟県の原子力防災訓練においては、県への情報連絡や参加された住民の方々の避難支援、スクリーニング等の実施など、関係機関との相互連携の確認や防災技術の習熟に努めました。



多様なシナリオを用いた訓練を重ねることにより対応能力を強化

持続的な成長の実現に向けた取り組み

脱炭素への意識の高まりなどにより事業環境が大きく変化するなか、当社グループの持続的な成長の実現に向け、「みらい経営委員会」での議論を踏まえて重点的に経営資源を配分する事業領域を定めるなど、グループ全体の事業ポートフォリオの再構築に取り組んでまいりました。

また、電力会社とメーカーの垣根を越えた原子力発電事業の共同事業化の検討に関して、昨年8月に基本合意書を締結したほか、昨年10月には、中部電力株式会社と共同で、電動車両の充電インフラの整備等をすすめる会社を設立するなど、他社との協業・連携を推進してまいりました。

加えて、本年3月、世界最大の洋上風力発電事業者であるオーステッド社とともに、銚子沖洋上風力プロジェクトの推進に向けた会社を設立したほか、本年4月には、再生可能エネルギー発電事業を分社化するなど、再生可能エネルギーの主力電源化をめざした取り組みを加速してまいりました。



自治体と連携して電動車両の普及に不可欠な充電インフラの整備を推進

フュエル&パワー

主要な事業内容

●燃料・火力発電事業

当年度の施策

包括的アライアンスの完成

昨年4月、株式会社JERAへの既存火力発電事業等の統合が完了し、燃料上流・調達から発電、電力・ガスの卸販売にいたる一貫したバリューチェーンを確立いたしました。

統合後の株式会社JERAは、国内LNG基地の一体運用などによる国内火力発電事業のコスト競争力の強化や、同社の強みを最大限に活かした新たな収益源の創出など、統合シナジーの早期発現に向けた取り組みをすすめております。

東京電力フュエル&パワー株式会社は、株式会社JERAの自律的かつ迅速な事業運営を尊重しながら、中部電力株式会社とともに、株主として事業計画策定への関与や事業計画の進捗に対するモニタリング、経営層との意見交換・助言を実施するなど、適切なガバナンスを行ってまいりました。



燃料上流・調達から発電、電力・ガスの卸販売にいたる一貫したバリューチェーンを確立

株式会社JERAの取り組み

株式会社JERAにおいては、事業統合の完了にあわせて、国内外の環境変化に的確に対応するため、組織体制を事業開発、最適化、O&Mの機能別に再編し、各機能の強化をはかるとともに、全体最適の実現に向けた取り組みをすすめてまいりました。

具体的には、保有する国内火力発電所のすべてにJERA式O&Mを導入し、さらなるコスト削減をはかったほか、スポットや短期のLNG取引に関する事業をEDFトレーディング社との共同出資会社に統合し、LNG取引やLNGポートフォリオの最適化を実施するなど、LNGバリューチェーンの高度化・効率化をすすめました。

加えて、台湾において出資参画している洋上風力発電プロジェクトの一つが昨年12月に商業運転を開始するなど、国・地域別のニーズにあった事業開発に取り組んでまいりました。



トレーディングの活用によりLNGバリューチェーンの高度化・効率化を追求

パワーグリッド

主要な事業内容 ●送配電事業

当年度の施策

安定供給と託送原価低減の両立

電力供給の信頼度を確保したうえで、国際的にも遜色のない低廉な託送原価水準の実現をめざし、効率的でサステナブルな事業運営に取り組んでまいりました。具体的には、カイゼン活動で磨き込んだ技術・技能やデジタル技術の活用により設備保全の省力化・自動化をはかるとともに、取引先との協働による調達改革に取り組むなど、バリューチェーンの最適化をすすめてまいりました。

昨年9月に襲来した令和元年房総半島台風への対応につきましては、関係者の方々のご協力のもと、グループの総力をあげて停電の復旧に取り組ましました。また、社外有識者をアドバイザーとした検証委員会を設置し、被害の発生原因や広報を含む復旧対応の検証、課題の抽出などを行い、今後の自然災害に備え、短期的・中期的に対応すべき事項をとりまとめました。



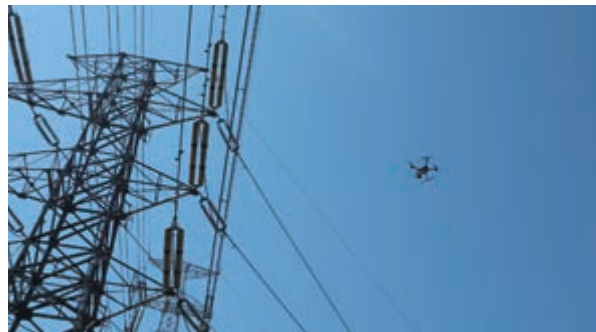
多くの企業等の協力を得て停電復旧作業を実施

事業領域の拡大に向けた取り組み

地域や社会のみなさまの課題の解決につながる新たな価値の提供をめざして、送配電事業を支える電力設備や事業運営で培った技術・知見等を活用するとともに、他社や自治体等との連携をはかることにより、事業領域の拡大に取り組んでまいりました。

具体的には、スマートメーター等を通じて得られるデータと他社や自治体等が保有するデータを組み合わせることによる新たなサービスの提供について検討をすすめたほか、本年3月には、電力設備の上空などを活用した全国共通のドローン航路プラットフォームを構築するための事業体を他社と共同で設立いたしました。

また、グループ会社を通じて東南アジアのマイクログリッド事業へ出資参画し、国内で培った技術力をもとに事業開発をすすめるとともに、新事業の創出や人材育成にも取り組んでまいりました。



電力設備の上空などを活用した全国共通のドローン航路プラットフォーム構築に向けて検討を開始

エネルギーパートナー

主要な事業内容 ●小売電気事業

当年度の施策

成長領域の拡大に向けた取り組み

成長領域（ガス販売、新サービス、従来のサービスエリア外での電力販売）について、売上高4,500億円という目標達成に向け、全力で取り組みをすすめてまいりました。

ガス販売については、ご家庭のお客さま向けに電気・ガスのセット販売を推進するとともに、日本瓦斯株式会社などのアライアンス・パートナーを通じた販売拡大に努め、本年3月、ガス契約軒数が200万軒を突破いたしました。

また、新サービスについては、エネルギー関連設備の設計・施工・保守などをワンストップで行うサービスの受注拡大などに取り組んでまいりました。

従来のサービスエリア外での電力販売については、子会社であるテプコカスタマーサービス株式会社を通じた営業活動の強化をはかったことなどから、販売電力量（連結）は前年度に比べ13.2%増の126億kWhとなりました。

これらの取り組みの結果、成長領域における当年度の売上高は、目標を上回る4,758億円となりました。



ガス販売の拡大に向けて各地でイベントを開催

多様なニーズにお応えするサービスの拡充

お客さまの多様なニーズにお応えしていくため、ご家庭向け電気料金メニューの提供エリアを順次拡大し、昨年11月には沖縄県を除く全国のお客さまに当社グループの電気をご利用いただけるようになりました。

また、単に電気を販売することにとどまらず、新しい価値を提供するサービスの拡充にも取り組んでまいりました。

具体的には、森ビル株式会社と共同で設立した会社を通じて虎ノ門地区の再開発エリアにおけるエネルギー供給事業を開始し、独自の配電網や最新鋭の自家発電システムなどを活用した防災性の高いエネルギーネットワークの構築等を実現いたしました。さらに、再生可能エネルギーの利用に関するサービスとして、CO₂を排出しない水力発電を活用した電気料金メニューの販売拡大をはかったほか、お客さまの工場と離れた場所に設置した太陽光発電の電気を融通し自家消費する新しいエネルギーサービス事業などを実施してまいりました。



虎ノ門地区の再開発エリアにおいて、虎ノ門ヒルズビジネスタワーなどへのエネルギー供給を開始

(ご参考)

再生可能エネルギーの主力電源化に向けて

本年4月1日、東京電力リニューアブルパワー株式会社が東京電力ホールディングス株式会社の再生可能エネルギー発電事業を承継し、再生可能エネルギー専門会社として第一歩を踏み出しました。

世界的な脱炭素の流れを大きなビジネスチャンスととらえ、国内外における再生可能エネルギー発電の新規開発をすすめることにより、再生可能エネルギーの主力電源化をめざしてまいります。また、再生可能エネルギーの普及を通じて、クリーンでサステナブルな脱炭素社会の実現と地域に根差した産業の発展に貢献してまいります。

再エネ電源に特化

- 東電グループの再生可能エネルギーの認知度向上
- 再エネ×電化による脱炭素社会への貢献
- E(環境)S(社会)G(ガバナンス)経営の取り組みを強化

再エネ価値を活かした利益拡大

資金調達の柔軟化

- グリーンボンド発行等
ESG投資の活用

責任と権限の明確化

- 意思決定の迅速化
- 事業毎の収支明確化

持株会社

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

再生可能エネルギー発電事業会社

TEPCO

東京電力リニューアブルパワー株式会社

水力・地熱・太陽光

風力

燃料・火力発電事業会社

TEPCO

東京電力フエエル&パワー株式会社

一般送配電事業会社



東京電力パワーグリッド株式会社

小売電気事業会社

TEPCO

東京電力エナジーパートナー株式会社

発電 (再生可能エネルギー)

発電 (原子力)

発電 (燃料・火力)

送電・配電

小売

2. 対処すべき課題

小売事業の競争激化や原子力発電所の長期停止に加え、自然災害の激甚化・広域化に伴う防災・電力レジリエンスの強化、再生可能エネルギーの大量導入等による電源の分散化、さらには世界的な脱炭素・SDGsへの意識の高まり、ESG投資の拡大に伴う地球温暖化対策への要請など、事業環境や社会的要請は大きく変化しております。

当社グループは丸一となって、これらの経営課題に対し柔軟かつ迅速に対処し、福島への責任の貫徹と収益力・企業価値の向上を実現してまいります。新型コロナウイルス感染症対策につきましては、社会機能の維持に関わる事業者として、電力の供給や発電所の運営等に影響が及ばないように、事業継続計画等に基づき適切に対応してまいります。

ホールディングス

福島事業

「3つの誓い」に基づく賠償と復興に向けた取り組み

避難指示の解除等に伴い、被害者の方々の状況にさまざまな変化が生じていることを踏まえ、個別のご事情をより丁寧にお伺いするとともに真摯に対応し、引き続き「3つの誓い」に基づく迅速かつ適切な賠償を実施してまいります。

また、国や自治体などによる事業・生業の再建、まち機能の回復・活性化に貢献していくほか、帰還環境や生活環境の整備、帰還困難区域の復興に向けた取り組みにも人的・技術的協力を行ってまいります。

加えて、「風評被害に対する行動計画」に基づき、引き続き、イベントの開催やSNS等による情報発信を通じて福島県産品の品質の良さをお伝えするほか、小売店、飲食店等における福島県産品のお取り扱いの維持・拡大をはかるなど、福島県産品の流通のさらなる促進に取り組んでまいります。

地域と共生した福島第一原子力発電所の廃炉の貫徹

長期にわたる廃炉の貫徹に向け、「廃炉中長期実行プラン2020」のもと、プロジェクト管理と現場・現物を踏まえた安全・品質管理の一層の機能強化をはかり、安全・着実かつ計画的に廃炉作業をすすめてまいります。

汚染水対策につきましては、引き続き、重層的な対策を実施し、汚染水発生量のさらなる低減をめざすとともに、建屋内に滞留する汚染水の処理をすすめてまいります。多核種除去設備等処理水の扱いにつきましては、引き続き、放射性物質の低減策や風評被害対策等について具体的にわかりやすくご説明するなど、地元をはじめとした関係者のみなさまの理解醸成に努めるとともに、今後、国から示される方向性を踏まえ、適切に対応してまいります。

使用済燃料プールからの燃料取り出しにつきましては、2020年度内の3号機の取り出し完了に加え、2031年までに全号機の取り出し完了をめざしてまいります。また、2021年からの2号機の燃料デブリの試験的取り出し開始に向け、格納容器内部の調査や作業工程の具体化、取り出し装置の詳細設計等を行うとともに、1号機、3号機の燃料デブリ取り出しの準備をすすめてまいります。

加えて、「復興と廃炉の両立」を推進するため、本年3月に公表した「復興と廃炉の両立に向けた福島の皆さまとのお約束」のもと、オープンで透明なプロセスによる地元企業の廃炉事業への参画拡大や地元の人財育成、雇用の創出等に取り組み、地域と共生した廃炉の貫徹をめざしてまいります。

経済事業

原子力発電事業の取り組み

脱炭素社会への対応や電力供給のレジリエンス強化などの観点から原子力発電の重要性が増すなか、当社は、福島第一原子力発電所の事故の反省と教訓を踏まえた「原子力安全改革プラン」に基づく安全改革を強力にすすめてまいります。また、厳しい自己評価のもと、本社と発電所が一体となり現場・現物を重視した安全・品質の向上や、情報の受け手の視点に立った「伝える」から「伝わる」への情報伝達の改善などをはかってまいります。

柏崎刈羽原子力発電所につきましては、再稼働に向け、安全対策工事を着実にすすめて、早期の工事完了をめざすとともに、新たな検査制度の開始を踏まえ、世界的なリスク管理手法の導入など自主的な安全性向上の取り組みをさらに活性化させてまいります。また、新潟県が策定した広域避難計画の実効性を高めるため、県との調整のもと、要員や資機材の提供など最大限の協力を行うほか、地域のみなさまの信頼やご理解が得られるよう、対話活動の充実をはかり、透明性をもって地域との共生・共創をすすめてまいります。

東通原子力発電所につきましては、建設工事再開に向け、本格的な地質調査等を実施するとともに、他社との共同事業化の枠組みのなかで実現をめざしてまいります。また、地域に根差した積極的な情報発信や対話活動に努めることに加え、事業の環境や基盤の整備等を通じて、地域への貢献や協働等に取り組んでまいります。

福島第二原子力発電所につきましては、安全を最優先に全号機の廃止措置をすすめるとともに、福島第一原子力発電所の廃炉作業とあわせ、技術要員を確保・育成するほか、地元企業の参画等をはかってまいります。

当社グループの事業戦略と収益力向上への取り組み

お客さまや社会からの要請やニーズが多様化するなか、地域に根差した事業活動を通じて、地域の特性を踏まえたお客さまのニーズをくみ取り、「脱炭素」や「防災」を軸とした新たな提供価値を見いだすとともに、事業の選択・集中等を大胆かつ迅速に実行することにより、ビジネスモデルの転換をはかってまいります。

また、中長期的に利益を拡大し企業価値を向上させるため、再生可能エネルギー事業領域、モビリティ電化事業領域、データ・通信事業領域、海外事業領域などの領域において、オープンイノベーションをすすめながら、新たな事業を開発・展開してまいります。

こうした企業活動の転換を実現するため、社員一人ひとりがお客さまのために変革を恐れず挑戦する新たな企業文化を確立するとともに、非連続の経営改革を牽引する人財の確保・育成や組織・経営基盤の整備などを行ってまいります。さらに、デジタル技術の活用により、質の高いサービスの提供や業務プロセスの刷新に加え、ビジネスモデルや企業文化の変革にも取り組むなど、デジタルトランスフォーメーション（DX）を積極的に推進してまいります。



リニューアブルパワー

当面の主力事業である国内水力発電事業につきましては、リパウリング工事による発電所の近代化・効率化、カイゼン活動を通じた作業停止期間の短縮、デジタル技術とデータの活用によるトラブルの未然防止などにより発電電力量をさらに増加させるとともに、揚水発電設備の強みである蓄電・調整力を活用し、収益性を向上してまいります。また、海外水力発電事業につきましては、長年の国内水力発電事業で培った設計・建設、O&Mなどに関する技術力・ノウハウに加え、ベトナムやジョージアにおける事業開発実績なども活用し、開発ポテンシャルが高い国や地域において事業開発を推進してまいります。

洋上風力発電事業につきましては、これまでの銚子沖での実証試験と実証機の商用化を通じて得た建設やO&Mの知見に加え、オーステッド社との共同開発を通じて得られるノウハウを活用して、海外を含めた地点開発や事業展開をすすめてまいります。

また、さらなる再生可能エネルギー発電事業の拡大に向けて、グリーンボンドの発行等による資金調達をはかるとともに、地熱、浮体式洋上風力発電等による再生可能エネルギー電源の多様化を検討してまいります。

これらの取り組みを通じて国内外に再生可能エネルギーを普及させ、クリーンでサステナブルな脱炭素社会の実現と地域に根差した産業の発展に貢献してまいります。

フュエル&パワー

株式会社JERAは、燃料上流・調達から発電、電力・ガスの卸販売にいたる一連のバリューチェーンにおいて、各事業領域の成長をはかるとともに、電源ポートフォリオの最適化や一体的かつ適切な経営管理などを行うことにより、競争力が高いエネルギー調達を実現し、お客さまに付加価値の高いエネルギーを安定的にお届けしてまいります。加えて、海外を中心として、LNGの調達から発電までを一体的に開発する事業（Gas to Power事業）や、再生可能エネルギーを含むIPP事業など、同社の強みを活かした戦略的な事業を実施することにより、企業価値を高めるとともに、環境に優しい社会の実現に貢献してまいります。

東京電力フュエル&パワー株式会社は、気候変動の緩和に向けた取り組みに対する要請の高まりや世界的な経済成長の鈍化に加え、新型コロナウイルスの影響による資源価格の変動など、株式会社JERAを取り巻く事業環境が急激に変化していることを踏まえ、同社の事業計画の策定への関与と事業計画の進捗へのモニタリングを一層強化してまいります。また、取締役会やトップ会談などにおける質の高いコミュニケーションを通じた適切なガバナンスを実施することにより、統合によるシナジーの早期発現を促すとともに、株式会社JERAの継続的な企業価値の向上をはかってまいります。

パワーグリッド

自然災害が激甚化・広域化するなか、安定的かつ低廉な電力供給を支え続けるという使命を果たすため、デジタル技術の積極的活用や電力供給手段の多様化、電力業界内での技術・技能の共通化や設備仕様の統一、さらには国・自治体を含めた関係者との連携・協働の強化などをはかるとともに、計画的・効率的な設備の更新・革新を推進することにより、送配電ネットワークの健全性を維持しつつ強靱性を高めてまいります。

また、蓄電池などお客さまが有するエネルギーリソースの有効利用や、既存システムを最大限に活用した効率的な系統連系へのさらなる取り組みなどにより、再生可能エネルギー等の多様な電源を早期・多量に接続するための環境を整備し、脱炭素社会に向けた動きをリードしてまいります。加えて、電動車両やデータセンターの普及などの電化の促進により設備効率の向上をはかるほか、ドローンやスマートメーター等を活用した災害復旧の取り組みを地域とともにすすめるなど、新たな価値の創造に挑戦してまいります。さらには、人財、設備、データという面的に広がる経営資源を活用して地域や社会の方々と密にコミュニケーションをはかり、ニーズにお応えするプラットフォームの構築やサービスの拡充に取り組むことにより事業領域を拡大してまいります。

これらの取り組みにより経験やノウハウ、実績を蓄積し、グローバルトップレベルの送配電ネットワーク事業者としての地位を確立するとともに、それをもとに海外の送配電事業に参画するなど、さらなる成長を追求してまいります。

エネルギーパートナー

国内のエネルギー需要が減少傾向にあるなか、価格競争の激化により、依然として厳しい経営環境が続いております。こうした状況を打開するため、変化し続けるお客さまのニーズをとらえた新たな価値をサービスとして提供していく取り組みを一層加速させ、お客さまに選んでいただける企業となることをめざしてまいります。具体的には、近年における自然災害の激甚化・広域化や世界的な脱炭素の潮流、働き方改革の推進等の社会変化などを背景としたお客さまのエネルギーに対する多様なニーズを丁寧にお伺いし、「安心」や「再エネ」、「省エネ」、「省力化」を提供価値の中心に据えた質の高いサービスを提供してまいります。

法人分野におきましては、「省エネ」、「省力化」等の価値の提供として、空調・熱源設備に加え、受変電設備や非常用発電設備、蓄電池などを含めたユーティリティ設備全体のエネルギーサービスなどを展開してまいります。また、環境へ配慮されるお客さまに対しては、「再エネ」の価値の提供として、当社グループの再生可能エネルギーやグリーン電力証書を組み合わせた提案などを幅広く行ってまいります。

ご家庭分野におきましては、電気・ガス・水回りの不具合に対して24時間対応するサービスを広く提供するとともに、災害時の備えとしても有効な太陽光発電や蓄電池、電動車両等を含めた電化を積極的に提案することなどにより、「安心」で快適な暮らしの実現に貢献してまいります。



サステナブルな企業価値向上の実現に向けて

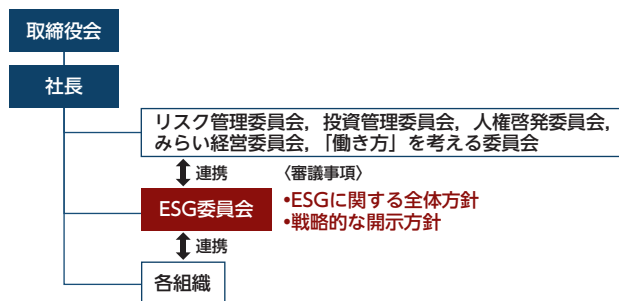
社会の変化や価値観の多様化など、事業環境の不確実性が予想されるなか、リスクを機会として活かし成長していく企業となるために、財務体質の改善をすすめて、ESG経営による長期利益目標達成に向けた事業ポートフォリオの最適化を通じて企業価値向上を実現していきます。



ESG推進体制

経営の重要課題であるESGに関する課題に対し、機動的な対応をはかるため、昨年、社内に「ESG委員会」、ESG担当役員及び専任組織である「ESG推進室」を設置しました。

2019年度はESG委員会を2回開催し、事業戦略にESGの視点を取り入れることやCO₂削減目標などについて議論を行いました。



気候変動への対応

TCFD提言に基づくシナリオ分析

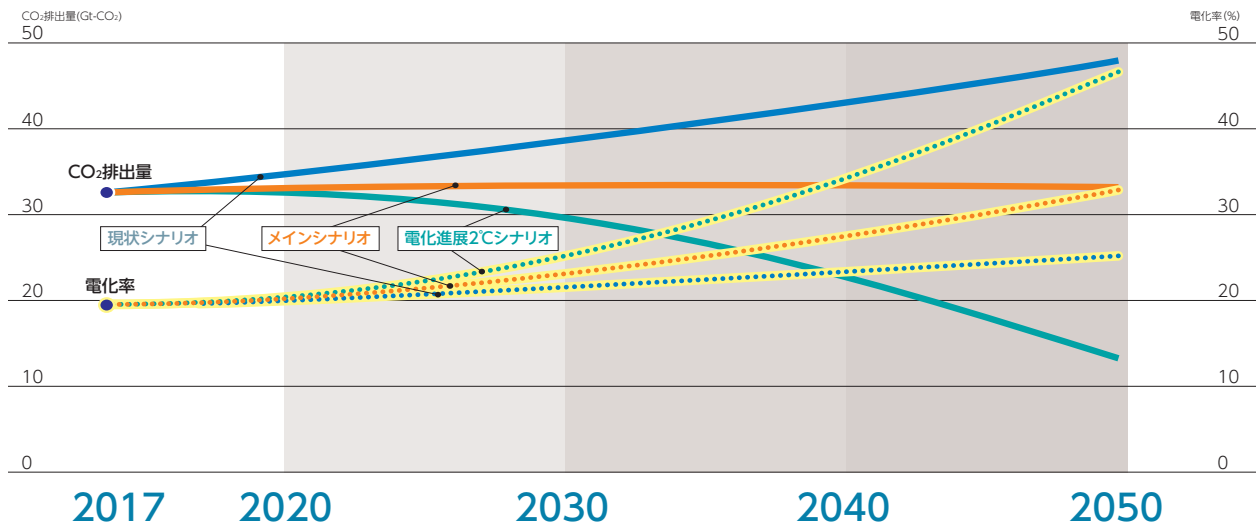
昨年4月、国内エネルギー企業として初めて「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」の提言に賛同し、シナリオ分析を実施しました。今回実施したシナリオ分析の結果、すべてのシナリオで電化率が増大します。今後もエネルギー業界のリーディングカンパニーとして、当社グループだからこそできるビジネスを追求し、気候関連に対するレジリエンスを高めると同時に「低炭素化」×「電化」をすすめることにより、社会全体のCO₂削減に貢献し、企業と社会の持続的な成長を実現してまいります。



TCFD

(Task Force on Climate-related Financial Disclosures)
金融安定理事会によって設立された気候関連財務情報開示タスクフォース。気候関連の「リスク」と「機会」が、財務に及ぼす影響とその対応戦略を企業に開示するよう提言している。

世界のCO₂排出量と電化率



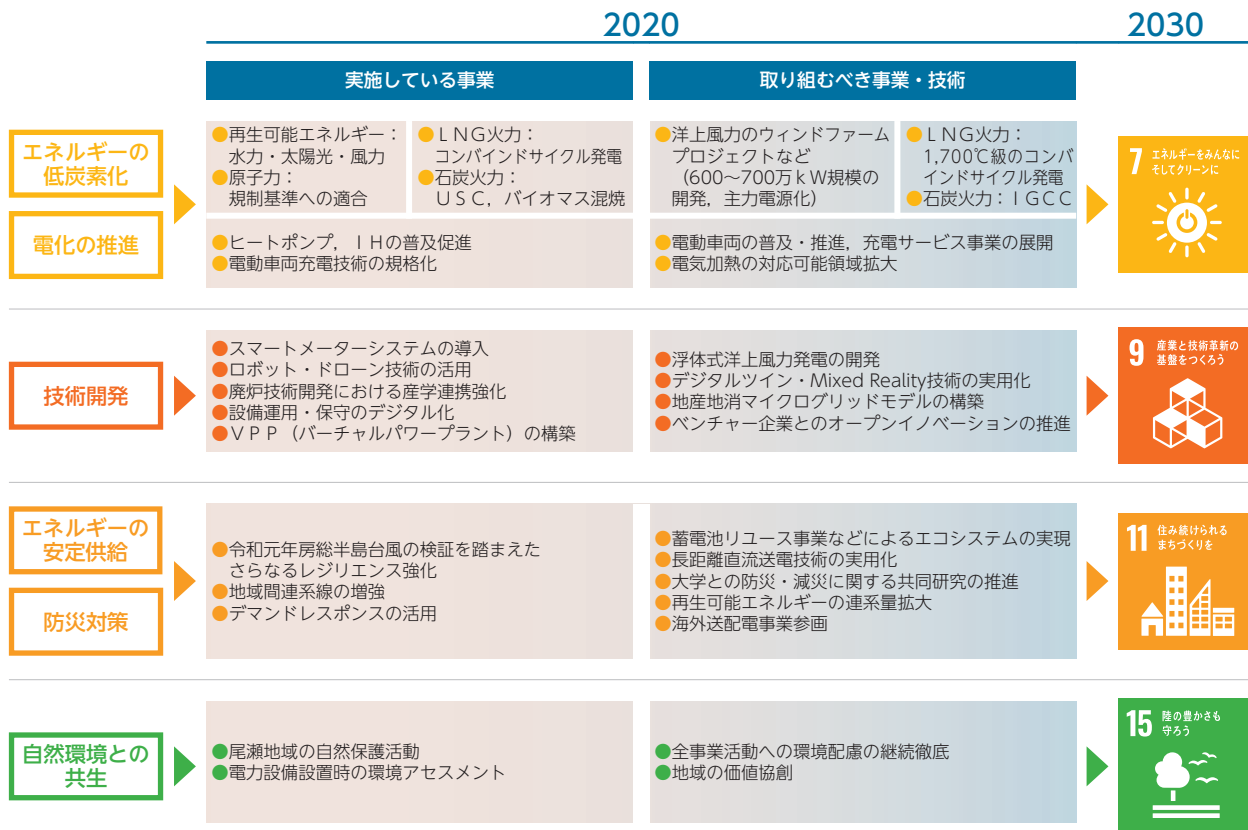
注) 本シナリオ分析は、IEA「World Energy Outlook 2018」のシナリオをレファレンスしています。なお、「電化進展2℃シナリオ」は社会がパリ協定の温度目標を達成することを前提にして作成されたシナリオです。これらシナリオは遠い将来にのみ起こり得る事象についても、企業として考え得ることを意図して作成されたものであり、各シナリオは結果の予測を意図したものではありません。

SDGsへの貢献

エネルギー事業を通じた課題解決

2030年を迎える世界が持続可能であるために、当社グループは事業活動を通じて「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に貢献します。

「稼いで付加価値を生み出し社会に還元する」ことによって、社会全体の発展に貢献し、最終的に世界中の人たちの「1. 貧困をなくそう」の解決につなげることが、企業としてSDGsに取り組む意義であることを認識し、エネルギー事業と密接に関わる「7」、「9」、「11」、「15」に掲げるSDGs目標の課題解決に向けて、グループ一丸となって取り組みます。



ガバナンス

当社は、経営の客観性・透明性の一層の向上をはかるため、指名委員会等設置会社制度を採用し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。当社の取締役会及び各委員会の構成並びに当年度の運営状況は、以下のとおりです。

取締役会及び各委員会の運営 (2020年3月31日現在)

取締役会

社外取締役が占める人数



社外取締役比率
46%

- 指名委員会等設置会社である当社の取締役会は、ジェンダーや専門知識、バックグラウンドの異なる多様な人材で構成され、重要な業務執行を決定するとともに、執行役等から重要な経営課題や職務執行の状況等の報告を受け、職務執行を監督しています。
- また、社外取締役が過半数を占める指名委員会及び監査委員会、社外取締役のみで構成される報酬委員会を設置しています。
- 2019年度は、取締役会を21回開催しました。

指名委員会

社外取締役が占める人数



社外取締役比率
67%

- 会社法に基づき、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定しています。
- また、会社法に基づく権限ではないものの、執行役等の人事に関する事項についても審議を行っています。
- 2019年度は、指名委員会を8回開催しました。

▶指名委員会が取締役候補者及び執行役を選任するにあたっての方針は、18ページをご参照ください。

監査委員会

社外取締役が占める人数



社外取締役比率
75%

- 監査計画に基づき、取締役及び執行役の職務の執行について適法性及び妥当性の監査を行っており、安全・安心を最優先とした業務運営や安定供給の確保、収益力と企業価値の向上に向けた取り組み状況等を確認しています。
- 監査委員会、内部監査部門及び会計監査人は、それぞれの担当分野において厳正な監査を行うことはもとより、監査計画や監査結果に関する意見交換を定期的を実施すること等により、相互連携をはかっています。
- 2019年度は、監査委員会を16回、監査委員間の意見交換会を14回開催したほか、執行役会等の経営会議に出席するとともに、会計監査人・内部監査部門との意見交換会や本社及び主要な事業所等への監査を実施しました。

報酬委員会

社外取締役が占める人数

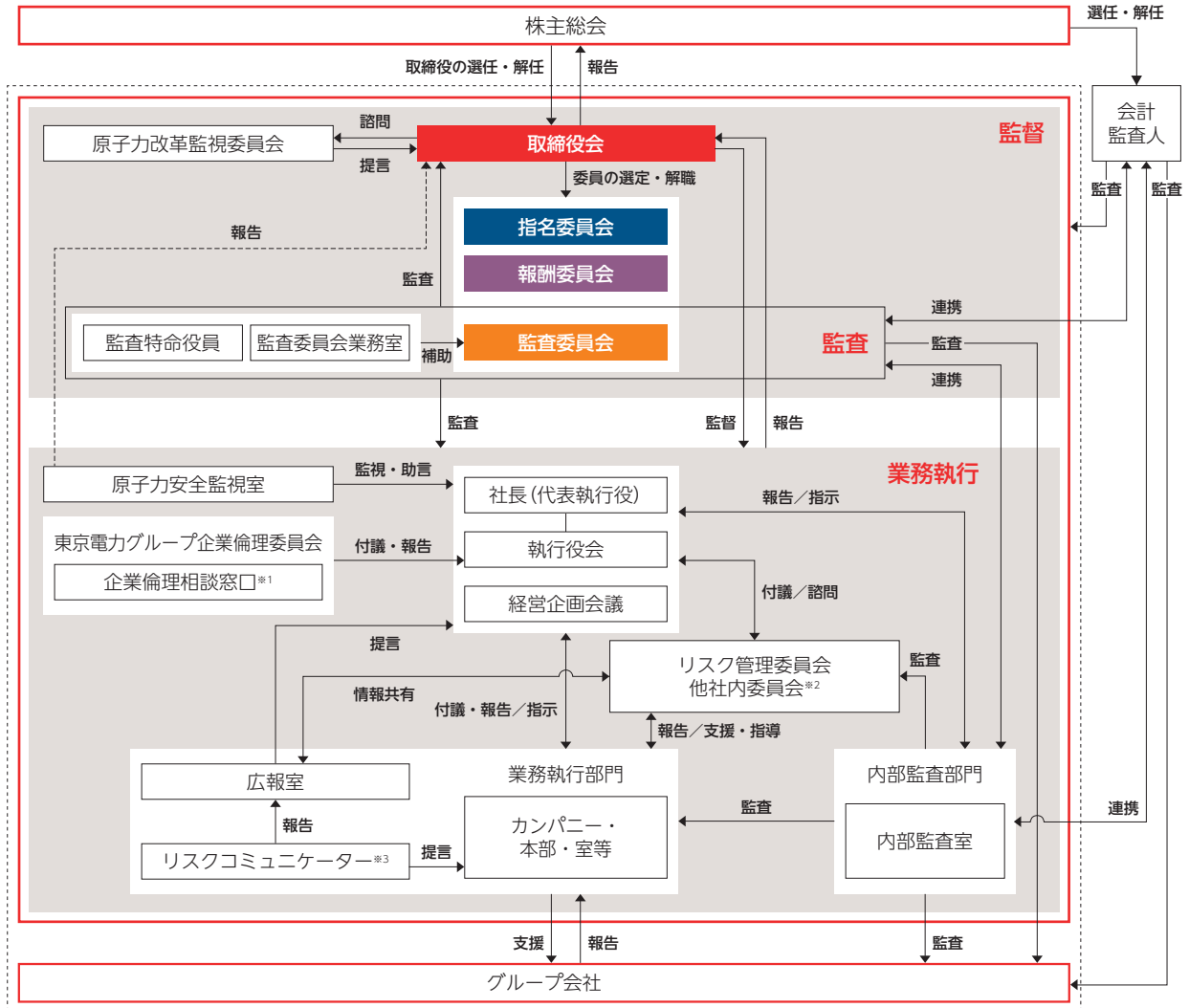


社外取締役比率
100%

- 社外取締役のみで構成され、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、並びに取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定しています。
- 2019年度は、報酬委員会を6回開催しました。

▶報酬委員会が取締役及び執行役の報酬等の内容を決定するにあたっての方針は、57、58ページをご参照ください。

コーポレート・ガバナンス体制 (2020年6月9日現在)



「東京電力グループ企業行動憲章」「企業倫理遵守に関する行動基準」

※ 1. 社員・グループ会社等の東京電力グループの仕事に関係する人が利用できる窓口 ※ 2. 投資管理委員会等 ※ 3. リスクコミュニケーションを行う専門職

取締役会の実効性評価

当社では、企業経営者、公認会計士、弁護士又は学識経験者など多様に富む社外取締役の豊富な経験と幅広い見識等を活かした発言等により、活発な審議を行うなど、取締役会の実効性向上に努めております。

2018年度は、第三者機関を起用して、取締役会並びに指名委員会及び報酬委員会の実効性評価を実施し、その評価結果を踏まえて、当年度は、中長期的な経営戦略等に関する議論の充実などに取り組んでまいりました。

当年度の実効性評価では、取締役会において、企業価値の向上を実現するために、中長期的な経営戦略についての議論が建設的ななされていることなどを確認しました。今回の評価結果を踏まえ、取締役会等のさらなる改善をはかり、一層の実効性向上に努めてまいります。

当年度の取締役会等の実効性評価の概要は、以下のとおりです。

評価手法	1. 全取締役（13名）、指名委員会及び報酬委員会の全委員（6名、3名）を対象にアンケートを実施 2. 事務局が、アンケート結果をもとに分析・評価を行い、その内容について取締役会で審議を実施
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ● 取締役会においては、2018年度の実効性評価に際して課題とされた中長期的な経営戦略等に関する議論の充実などについて改善がみられたこと、取締役会は適切な人数でかつ多様性が確保されていること、自由な討議がなされていること、アンケートにおいて取締役会等に関する重大な問題についての指摘が見当たらなかったことなどから、当社取締役会等の実効性は確保されていると評価しました。 ● 市場環境の変化を踏まえた稼ぐための戦略等の議論やそのための付議・報告内容の見直しに取り組むとともに、引き続き、リスク情報の提供や視察等の機会の確保などを実施する必要があることを確認しました。



3. 設備投資の状況

① 設備投資額

事業区分	金額 (億円)
ホールディングス	2,178
フュエル&パワー	0
パワーグリッド	2,912
エナジーパートナー	177
内部取引消去	△23
合計	5,244

② 完成した主な設備

■ パワーグリッド

変電設備

名称	電圧 (kV)	出力 (万kVA)
上野変電所 (増設)	275	30

③ 建設中の主な設備 (2020年3月31日現在)

■ ホールディングス

発電設備

名称	出力 (万kW)
(水力)	
葛野川発電所	40
神流川発電所	188

4. 資金調達の状況

① 社債

発行による収入	8,796億円
償還による支出	6,235億円

■ パワーグリッド

送電設備

名称	電圧 (kV)	巨長 (km)
飛騨信濃直流幹線 (架空線, 新設)	直流 200	88.9

変電設備

名称	電圧 (kV)	出力
新信濃変電所 (増設)	500	100万kVA
新茂木変電所 (増設)	500	150万kVA
東山梨変電所 (増設)	500	75万kVA
新信濃変電所	直流	90万kW
周波数変換機器 (増設)	200	

④ 廃止した主な設備

■ ホールディングス

発電設備

名称	出力 (万kW)
(原子力)	
福島第二原子力発電所 1～4号機	440

② 借入金

借入による収入	4兆 881億円
返済による支出	4兆3,262億円

5. 財産及び損益の状況の推移

区分		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当年度)
売上高	(億円)	53,577	58,509	63,384	62,414
経常利益	(億円)	2,276	2,548	2,765	2,640
親会社株主に帰属する当期純利益	(億円)	1,328	3,180	2,324	507
1株当たり当期純利益	(円)	82.89	198.52	145.06	31.65
総資産	(億円)	122,776	125,918	127,574	119,578

6. 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会社名	資本金 (億円)	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
ホールディングス			
東電不動産株式会社	30.2	100	不動産の賃貸借、管理
株式会社テプコシステムズ	3.5	100	コンピュータ機器による情報処理、 ソフトウェアの開発及び保守
東京パワーテクノロジー株式会社	1	100	発電設備、環境保全設備等の補修、運転
東電設計株式会社	0.4	100	発電、送電、変電設備等の設計、工事監理
東京発電株式会社	125	80	発電及び電気の販売
フュエル&パワー			
東京電力フュエル&パワー株式会社	300	100	燃料・火力発電事業
パワーグリッド			
東京電力パワーグリッド株式会社	800	100	送配電事業
東電タウンプランニング株式会社	1	100	配電設備の設計、保守、 電柱等を媒体とする広告の請負
東京電設サービス株式会社	0.5	100	送電、変電設備等の保守
エネルギーパートナー			
東京電力エネルギーパートナー株式会社	100	100	小売電気事業
株式会社ファミリーネット・ジャパン	4.9	100	マンション向けインターネット接続サービス、 一括受電サービス
日本ファシリティ・ソリューション株式会社	4.9	100	省エネルギーサービス
テプコカスタマーサービス株式会社	0.1	100	電気の販売

(注) 1. 当社の出資比率には、子会社を通じた間接保有を含んでおります。

2. 当社は、2020年4月1日をもって、吸収分割により再生可能エネルギー発電事業を東京電力リニューアブルパワー株式会社に承継させました。同日現在の同社の状況は次ページのとおりであります。

会社名	資本金 (億円)	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
リニューアブルパワー			
東京電力リニューアブルパワー株式会社	10	100	再生可能エネルギー発電事業

7. 事業の譲渡，合併等企業再編行為等

東京電力フュエル&パワー株式会社は、2017年6月8日に中部電力株式会社との間で締結した合併契約に基づき、2019年4月1日をもって、吸収分割により燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等を株式会社JERAに承継させました。

8. 当社及び重要な子会社の主要な事業所 (2020年3月31日現在)

① 主要な事業所

■ ホールディングス

会社名	所在地
東京電力ホールディングス株式会社 (当社)	
本社	東京都千代田区
福島復興本社	福島県双葉郡 富岡町
新潟本社	新潟県新潟市
東電不動産株式会社	東京都台東区
株式会社テプコシステムズ	東京都江東区
東京パワーテクノロジー株式会社	東京都江東区
東電設計株式会社	東京都江東区
東京発電株式会社	東京都台東区

■ フュエル&パワー

会社名	所在地
東京電力フュエル&パワー株式会社	東京都千代田区

■ パワーグリッド

会社名	所在地
東京電力パワーグリッド株式会社	東京都千代田区
東電タウンプランニング株式会社	東京都港区
東京電設サービス株式会社	東京都台東区

■ エナジーパートナー

会社名	所在地
東京電力エナジーパートナー株式会社	東京都千代田区
株式会社ファミリーネット・ジャパン	東京都品川区
日本ファシリティ・ソリューション株式会社	東京都品川区
テプコカスタマーサービス株式会社	東京都港区

② 主な発電所

■ ホールディングス

会社名	区分	発電所名	所在地
東京電力ホールディングス株式会社（当社）	水力 (出力10万kW以上)	鬼怒川, 今市, 塩原	栃木県
		矢木沢, 玉原, 神流川	群馬県
		葛野川	山梨県
		秋元	福島県
		安曇, 水殿, 新高瀬川	長野県
		中津川第一, 信濃川	新潟県
	原子力	柏崎刈羽	新潟県

9. 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

事業区分	使用人数 (名)
ホールディングス	13,774
フュエル&パワー	34
パワーグリッド	21,088
エナジーパートナー	2,996
合計	37,892

10. 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (億円)
株式会社三井住友銀行	8,138
株式会社日本政策投資銀行	6,027
株式会社みずほ銀行	4,204
株式会社三菱UFJ銀行	2,089
日本生命保険相互会社	1,749
第一生命保険株式会社	1,694

2 株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数141億株

2. 発行可能種類株式総数

普通株式350億株
 A種優先株式50億株
 B種優先株式5億株

3. 発行済株式の総数

普通株式16億701万7,531株
 A種優先株式16億株
 B種優先株式3億4,000万株

4. 株主数

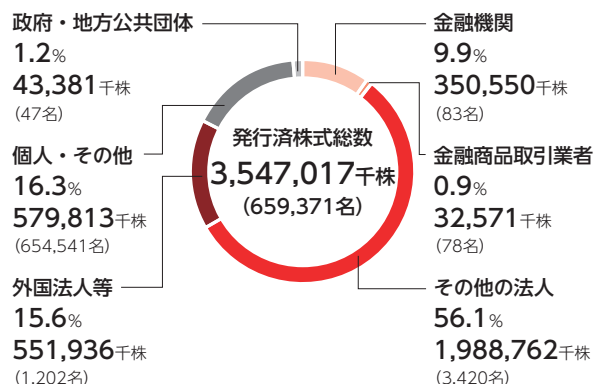
普通株式65万9,370名
 A種優先株式1名
 B種優先株式1名

5. 上位10名の株主

株主名	持株数 (千株)				出資比率 (%)
	普通株式	A種優先株式	B種優先株式	合計	
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	—	1,600,000	340,000	1,940,000	54.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	51,830	—	—	51,830	1.46
東京電力グループ従業員持株会	51,462	—	—	51,462	1.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	43,757	—	—	43,757	1.23
東京都	42,676	—	—	42,676	1.20
株式会社三井住友銀行	35,927	—	—	35,927	1.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	32,507	—	—	32,507	0.92
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000	27,760	—	—	27,760	0.78
JP MORGAN CHASE BANK 385151	27,303	—	—	27,303	0.77
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	26,780	—	—	26,780	0.76

(注) 出資比率は、自己株式 (普通株式3,245,031株) を控除して計算しております。

所有者別株式保有状況



3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び執行役の氏名等

① 取締役（2020年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
かわむら たかし 川村隆	取締役会長	指名委員長，監査委員，報酬委員
くに い ひで こ 國井秀子	取締役	報酬委員長，指名委員 株式会社三菱ケミカルホールディングス社外取締役
うつだ しゅう せい 槍田松瑩	取締役	指名委員，報酬委員 三井物産株式会社顧問，日本放送協会経営委員会委員
たか くら ひで お 高浦英夫	取締役	監査委員長 公認会計士，本田技研工業株式会社社外取締役
あん ねん じゅん じ 安念潤司	取締役	監査委員 中央大学法科大学院教授，弁護士，松井証券株式会社社外取締役
と やま かず ひこ 富山和彦	取締役	指名委員 株式会社経営共創基盤代表取締役CEO，パナソニック株式会社社外取締役
こ ばやかわ とも あき 小早川智明	取締役	指名委員
ふ ばさみ せい いち 文挾誠一	取締役	
もり や せい じ 守谷誠二	取締役	東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長
あき もと のぶ ひで 秋本展秀	取締役	東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長
まさ の しげ のり 牧野茂徳	取締役	
やま した りゅう いち 山下隆一	取締役	指名委員 原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長
もり した よし ひと 森下義人	取締役	監査委員

- (注) 1. 川村隆氏，國井秀子氏，槍田松瑩氏，高浦英夫氏，安念潤司氏及び富山和彦氏は，会社法第2条第15号に定める社外取締役であり，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
2. 森下義人氏は当社経理部門における長年の業務経験があり，また，高浦英夫氏は公認会計士として，安念潤司氏は弁護士として，財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査が実効的に行われることを確保するために，当社における業務経験の豊富な森下義人氏を常勤の監査委員に選定しております。

② 執行役（2020年3月31日現在）

氏名				地位	担当及び重要な兼職の状況
こばやかわ	とも	あき		代表執行役員 社長	業務全般 原子力改革特別タスクフォース長 経営企画ユニット担当
小早川	智	明			
ふ	ばさみ	せい	いち	代表執行役員 副社長	業務全般 経営企画担当（共同） 風力事業推進室、企画室、 リニューアブルパワー・カンパニー担当
文	挟	誠	一		
もり	や	せい	じ	代表執行役員 副社長	業務全般 最高財務責任者兼 E S G 担当兼社長補佐兼 E V 推進室長 カイゼン推進室、 グループビジネス推進室、E S G 推進室、グループ事業管理室担当
守	谷	誠	二		
さ	いき	みつ	し	執行役員 副社長	秘書室、組織・労務人事室、総務・法務室担当
佐	伯	光	司		
せき	とも	みち		常務執行役員	I o T 担当 システム統括室、技術戦略ユニット、セキュリティ統括室、 経営技術戦略研究所担当 株式会社テプコシステムズ代表取締役会長
関	知	道			
やま	もと	りゅうた	ろう	常務執行役員	防災・安全統括 原子力安全監視室、安全推進室、 東京オリンピック・パラリンピックプロジェクト統括室、 渉外・広報ユニット（共同）担当
山	本	電太郎			
おお	つき	りく	お	常務執行役員	内部監査室、C R E 推進室、経理室、ビジネスソリューション・カンパニー担当
大	槻	陸	夫		
なが	さわ	まさし		常務執行役員	チーフ・スポークスパーソン 企画室（原子力領域）、系統広域連系推進室、 渉外・広報ユニット（共同）担当
永	澤	昌			
お	の	あきら		常務執行役員	福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者
小	野	明			
おお	くら	まこと		常務執行役員	福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長 株式会社 J ヴィレッジ代表取締役副社長
大	倉	誠			
きつ	た	まさ	や	常務執行役員	新潟本社代表兼新潟本部長兼原子力・立地本部副本部長
橘	田	昌	哉		
まさ	の	しげ	のり	常務執行役員	原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長
牧	野	茂	徳		
そう		いつ	せい	常務執行役員	原子力・立地本部青森事業本部長兼原子力・立地本部副本部長
宗		一	誠		
やま	した	りゅう	いち	執行役員	会長補佐兼社長補佐兼経営企画担当（共同）
山	下	隆	一		

(注) 1. 小早川智明氏、文挟誠一氏、守谷誠二氏、牧野茂徳氏及び山下隆一氏は、取締役を兼務しております。

2. 取締役を兼務する執行役の重要な兼職の状況については、「①取締役」の表に記載しております。

(ご参考)

2020年4月1日付の執行役の状況は、次のとおりであります。

執行役

氏名	地位	担当
こばやかわ ともあき 小早川 智 明	代表執行役員 社長	業務全般 原子力改革特別タスクフォース長 DXプロジェクト推進室、 経営企画ユニット担当
ふばさみ せいいち 文 挟 誠 一	代表執行役員 副社長	業務全般 経営企画担当 (共同) 企画室担当
もりや せいじ 守 谷 誠 二	代表執行役員 副社長	業務全般 最高財務責任者兼社長補佐 グループビジネス推進室、 グループ事業管理室担当
さ いき みつし 佐 伯 光 司	執行役員 副社長	秘書室、カイゼン推進室、組織・労務人事室、総務・法務室担当
せき ともみち 関 知 道	常務執行役員	最高情報責任者兼最高情報セキュリティ責任者 システム統括室、技術戦略ユニット、 セキュリティ統括室、経営技術戦略研究所担当
やま もと りゅうたろう 山 本 竜太郎	常務執行役員	防災・安全統括 原子力安全監視室、安全推進室、 東京オリンピック・パラリンピックプロジェクト統括室、 渉外・広報ユニット (共同) 担当
おお つき りくお 大 槻 陸 夫	常務執行役員	内部監査室、企画室 (収支・財務領域)、経理室、 ビジネスソリューション・カンパニー担当
なが さわ まさし 永 澤 昌	常務執行役員	チーフ・スポークスパーソン 企画室 (原子力領域)、系統広域連系推進室、 渉外・広報ユニット (共同) 担当
なが さき ももこ 長 崎 桃 子	常務執行役員	最高マーケティング責任者兼ESG担当兼EV推進室長 CRE推進室、 ESG推進室、マーケティング室担当
お の あきら 小 野 明	常務執行役員	福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者
おお くら まこと 大 倉 誠	常務執行役員	福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長
きつ た まさや 橘 田 昌 哉	常務執行役員	新潟本社代表兼新潟本部長兼原子力・立地本部副本部長
まさ の しげ のり 牧 野 茂 徳	常務執行役員	原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長
そう いっ せい 宗 一 誠	常務執行役員	原子力・立地本部青森事業本部長兼原子力・立地本部副本部長
やま した りゅういち 山 下 隆 一	執行役員	会長補佐兼社長補佐兼経営企画担当 (共同)

(注) 小早川智明氏、文挟誠一氏、守谷誠二氏、牧野茂徳氏及び山下隆一氏は、取締役を兼務しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第29条第2項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）との間で、同法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結しております。

3. 報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	27	27	－	3
執行役	336	269	67	16
社外取締役	71	71	－	6

(注) 1. 当社は、執行役を兼務する取締役に對しては、取締役としての報酬を支給しておりませんので、上記の取締役の員数には執行役を兼務する取締役の員数を含めておりません。

2. 執行役の業績連動報酬の額には、2018年度に在籍していた執行役13名に対して、2018年度を対象期間として2019年度に支給した業績連動報酬の額と2018年度の事業報告において開示した報酬等に含まれる業績連動報酬の額との差額1百万円を含んでおります。

4. 取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針

①方針の決定の方法

当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定に基づき、社外取締役3名で構成される報酬委員会において取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めております。

②取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社の取締役及び執行役の主な職務は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、世界水準以上の安全確保と競争の下での安定供給をやり抜くという強い意志のもとで、企業価値向上を通じて国民負担の最小化を図ることである。このため、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導しうる優秀な人材を確保すること、責任と成果を明確にすること、業績及び株式価値向上に対するインセンティブを高めることを報酬決定の基本方針とする。

なお、経営の監督機能を担う取締役と業務執行の責任を負う執行役の職務の違いを踏まえ、取締役と執行役の報酬は別体系とする。また、取締役と執行役を兼務する役員に対しては、執行役としての報酬のみを支給する。

a. 取締役報酬

取締役報酬は、基本報酬のみとする。

基本報酬：常勤・非常勤の別、所属する委員会及び職務の内容に応じた額を支給する。

b. 執行役報酬

執行役報酬は、基本報酬及び業績連動報酬とする。業績連動報酬の割合は、他企業等における割合を勘案して設定する。

基本報酬：役職位、代表権の有無及び職務の内容に応じた額を支給する。

業績連動報酬：役職位、代表権の有無及び職務の内容に応じた割合を設定する。また、会社業績及び個人業績の結果に応じた額を支給する。

c. 支給水準

当社経営環境に加え、他企業等における報酬水準、従業員の処遇水準等を勘案し、当社役員に求められる能力及び責任に見合った水準を設定する。

③業績連動報酬の算定及び決定の方法

上記方針のもと、新々・総合特別事業計画（第三次計画）の目標達成に向けて、執行役が意欲と責任を持って取り組み、その成果が適切に反映できるよう、業績連動報酬の指標には、経営計画上の会社業績（連結経常利益）及び個人業績（各担当部門のコスト削減指標その他KPI）を設定しております。支給額については、目標達成時を支給率100%として、0~112.5%の範囲で変動し、以下のとおり算定のうえ、報酬委員会において決定しております。

会社業績：達成度を基準額に乗じて算定

個人業績：達成度又は報酬委員会による評価に応じた割合を基準額に乗じて算定

5. 社外取締役の主な活動状況

氏名	出席状況	発言状況
かわ 村 川 村 隆	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会：21/21回 (100%) ■ 指名委員会：8/8回 (100%) ■ 監査委員会：16/16回 (100%) ■ 報酬委員会：6/6回 (100%) 	主に企業経営者としての経験と見識等を活かして必要な発言を適宜行っております。
くに 井 子 國 井 秀 子	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会：21/21回 (100%) ■ 指名委員会：8/8回 (100%) ■ 報酬委員会：6/6回 (100%) 	主に企業経営者としての経験と見識等を活かして必要な発言を適宜行っております。
うつ 槍 瑩 槍 田 松 瑩	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会：20/21回 (95%) ■ 指名委員会：8/8回 (100%) ■ 報酬委員会：6/6回 (100%) 	主に企業経営者としての経験と見識等を活かして必要な発言を適宜行っております。
たか 浦 英 夫 高 浦 英 夫	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会：20/21回 (95%) ■ 監査委員会：16/16回 (100%) 	主に公認会計士としての経験と専門知識等を活かして必要な発言を適宜行っております。
あん ねん じ 司 安 念 潤 司	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会：21/21回 (100%) ■ 監査委員会：16/16回 (100%) 	主に弁護士としての経験と専門知識等を活かして必要な発言を適宜行っております。
と 山 和 彦 富 山 和 彦	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会：21/21回 (100%) ■ 指名委員会：8/8回 (100%) 	主に企業経営者としての経験と見識等を活かして必要な発言を適宜行っております。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

①当年度に係る会計監査人としての報酬等の額	147百万円
②当社及び子会社が支払うべき財産上の利益の合計額	379百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画、監査実施状況等を確認したほか、社内関係部署及び会計監査人の双方から、監査日数、報酬算定のプロセス等について聴取し、それらについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等に同意いたしました。

3. 当社は、会計監査人に対して、財務制限条項に係る確認業務等を委託し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価を支払っております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査委員会は、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針としております。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針としております。

メ モ

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金額
資産の部	
固定資産	10,171,830
電気事業固定資産	5,586,142
水力発電設備	377,762
原子力発電設備	994,677
送電設備	1,435,833
変電設備	634,240
配電設備	2,016,946
その他の電気事業固定資産	126,681
その他の固定資産	190,688
固定資産仮勘定	1,264,035
建設仮勘定及び除却仮勘定	1,003,105
原子力廃止関連仮勘定	127,655
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	133,275
核燃料	597,919
装荷核燃料	81,423
加工中等核燃料	516,496
投資その他の資産	2,533,045
長期投資	105,892
関係会社長期投資	1,298,165
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	494,613
廃炉等積立金	390,150
退職給付に係る資産	120,734
その他	125,979
貸倒引当金（貸方）	△ 2,490
流動資産	1,786,016
現金及び預金	813,300
受取手形及び売掛金	559,892
たな卸資産	87,837
その他	329,168
貸倒引当金（貸方）	△ 4,183
合 計	11,957,846

科 目	金額
負債及び純資産の部	
固定負債	4,858,600
社債	1,757,437
長期借入金	215,925
特定原子力施設炉心等除去準備引当金	168,898
特定原子力施設炉心等除去引当金	4,796
災害損失引当金	520,988
原子力損害賠償引当金	496,433
退職給付に係る負債	368,475
資産除去債務	994,806
その他	330,837
流動負債	4,174,787
1年以内に期限到来の固定負債	999,684
短期借入金	1,972,699
支払手形及び買掛金	315,974
未払税金	62,485
その他	823,941
引当金	7,572
原子力発電工事償却準備引当金	7,572
負債合計	9,040,960
株主資本	2,940,480
資本金	1,400,975
資本剰余金	756,097
利益剰余金	791,881
自己株式	△ 8,474
その他の包括利益累計額	△ 40,295
その他有価証券評価差額金	2,167
繰延ヘッジ損益	△ 14,067
土地再評価差額金	△ 2,471
為替換算調整勘定	△ 9,914
退職給付に係る調整累計額	△ 16,010
新株予約権	3
非支配株主持分	16,699
純資産合計	2,916,886
合 計	11,957,846

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
費用の部		収益の部	
営業費用	6,029,581	営業収益	6,241,422
電気事業営業費用	5,695,755	電気事業営業収益	5,878,139
その他事業営業費用	333,825	その他事業営業収益	363,283
営業利益	(211,841)		
営業外費用	55,262	営業外収益	107,454
支払利息	43,985	受取配当金	1,049
その他	11,277	受取利息	343
		持分法による投資利益	99,796
		その他	6,265
当期経常費用合計	6,084,844	当期経常収益合計	6,348,876
当期経常利益	264,032		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	383		
原子力発電工事償却準備金引当	383		
特別損失	609,332	特別利益	414,943
財産偶発損	321	原賠・廃炉等支援機構資金交付金	101,699
災害特別損失	394,934	持分変動利益	199,717
原子力損害賠償費	107,915	災害損失引当金戻入額	113,526
福島第二廃止損失	95,651		
減損損失	10,510		
税金等調整前当期純利益	69,259		
法人税等	17,668		
法人税等	18,878		
法人税等調整額	△ 1,209		
当期純利益	51,591		
非支配株主に帰属する当期純利益	888		
親会社株主に帰属する当期純利益	50,703		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金額
資産の部	
固定資産	6,747,401
電気事業固定資産	1,406,863
水力発電設備	378,371
原子力発電設備	1,002,100
新エネルギー等発電設備	11,583
業務設備	14,731
貸付設備	76
附帯事業固定資産	330
事業外固定資産	62
固定資産仮勘定	967,681
建設仮勘定	706,716
除却仮勘定	34
原子力廃止関連仮勘定	127,655
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	133,275
核燃料	598,646
装荷核燃料	81,502
加工中等核燃料	517,144
投資その他の資産	3,773,815
長期投資	34,850
関係会社長期投資	2,767,964
未取原賠・廃炉等支援機構資金交付金	494,613
廃炉等積立金	390,150
長期前払費用	43,251
前払年金費用	43,243
貸倒引当金 (貸方)	△ 258
流動資産	1,145,789
現金及び預金	653,971
売掛金	50,449
諸未収入金	30,128
貯蔵品	33,531
前払金	0
前払費用	445
関係会社短期債権	224,296
雑流動資産	154,393
貸倒引当金 (貸方)	△ 1,427
合 計	7,893,191

科 目	金額
負債及び純資産の部	
固定負債	3,351,969
社債	277,437
長期借入金	214,327
長期未払債務	2,056
リース債務	6,079
関係会社長期債務	430,655
退職給付引当金	103,209
特定原子力施設炉心等除去準備引当金	168,898
特定原子力施設炉心等除去引当金	4,796
災害損失引当金	520,551
原子力損害賠償引当金	496,433
資産除去債務	993,626
雑固定負債	133,896
流動負債	2,563,631
1年以内に期限到来の固定負債	983,197
短期借入金	278,049
買掛金	2,413
未払金	40,810
未払費用	284,539
未払税金	4,776
預り金	906
関係会社短期債務	967,987
諸前受金	868
雑流動負債	80
引当金	7,572
原子力発電工事償却準備引当金	7,572
負債合計	5,923,173
株主資本	1,970,379
資本金	1,400,975
資本剰余金	743,598
資本準備金	743,555
その他資本剰余金	43
利益剰余金	△ 166,514
利益準備金	169,108
その他利益剰余金	△ 335,623
特定災害防止準備金	161
別途積立金	1,076,000
繰越利益剰余金	△ 1,411,784
自己株式	△ 7,680
評価・換算差額等	△ 361
その他有価証券評価差額金	△ 361
純資産合計	1,970,018
合 計	7,893,191

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
費用の部	
営業費用	690,269
電気事業営業費用	689,908
水力発電費	63,258
原子力発電費	506,399
新エネルギー等発電費	1,780
他社購入電力料	2,771
販売費	3
貸付設備費	5
一般管理費	108,288
接続供給託送料	580
再エネ特措法納付金	7
事業税	6,814
電力費振替勘定（貸方）	△ 0
附帯事業営業費用	360
コンサルティング事業営業費用	162
シェアオフィス事業営業費用	198
営業利益	(13,855)
営業外費用	38,554
財務費用	33,859
支払利息	33,768
株式交付費	0
社債発行費	91
事業外費用	4,695
固定資産売却損	80
雑損失	4,614
当期経常費用合計	728,824
当期経常利益	135,865
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	383
原子力発電工事償却準備金引当	383
特別損失	587,838
災害特別損失	374,071
原子力損害賠償費	107,915
福島第二廃止損失	95,651
減損損失	10,200
税引前当期純損失	237,130
法人税等	△ 27,952
法人税等	△ 27,952
当期純損失	209,178

科 目	金 額
収益の部	
営業収益	704,125
電気事業営業収益	703,952
他社販売電力料	450,786
使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	30,963
廃炉等負担金収益	123,315
電気事業雑収益	98,872
貸付設備収益	14
附帯事業営業収益	173
コンサルティング事業営業収益	160
シェアオフィス事業営業収益	12
営業外収益	160,564
財務収益	158,964
受取配当金	141,249
受取利息	17,715
事業外収益	1,599
固定資産売却益	4
雑収益	1,595
当期経常収益合計	864,689
特別利益	215,225
原賠・廃炉等支援機構資金交付金	101,699
災害損失引当金戻入額	113,526

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

東京電力ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯川喜雄 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 春日淳志 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 清水幹雄 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京電力ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 「連結貸借対照表に関する注記 3. 保証債務等 (2) 偶発債務 原子力損害の賠償のうち除染等に係る偶発債務」に記載されているとおり、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日 法律第110号)に基づき請ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当連結会計年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積ることができない。

なお、係る費用に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号)に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

2. 「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 イ 災害損失引当金 追加情報 ・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失のうち中長期ロードマップに係る費用又は損失の見積り」に記載されているとおり、原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。したがって、中長期ロードマップに係る費用又は損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
3. 「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (6) 原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

東京電力ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯川喜雄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	春日淳志	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清水幹雄	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京電力ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 「貸借対照表に関する注記 3. 保証債務等 (2) 偶発債務 原子力損害の賠償のうち除染等に係る偶発債務」に記載されているとおり、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当事業年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況がなく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積ることができない。
なお、係る費用に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。
2. 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 3. 引当金の計上基準 (2) 災害損失引当金 追加情報 ・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失のうち中長期ロードマップに係る費用又は損失の見積り」に記載されているとおり、原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。したがって、中長期ロードマップに係る費用又は損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性のあるものの、当事業年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
3. 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性のあるものの、当事業年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査の方針、職務の分担等を定めるに際して、新々・総合特別事業計画（第三次計画）や2019年度グループ経営計画に織り込まれている重要施策の進捗状況の確認とともに、福島第一原子力発電所廃炉への取り組み状況、福島復興への取り組み状況、安全・安心を最優先とした業務運営や安定供給の確保、収益力と企業価値の向上に向けた取り組み状況等を監査の最重要項目と位置づけました。その上で、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び執行役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、執行役等及びE Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

東京電力ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 高 浦 英 夫 ㊟

監 査 委 員 安 念 潤 司 ㊟

監 査 委 員 川 村 隆 ㊟

監 査 委 員 森 下 義 人 ㊟

(注) 監査委員 高浦英夫、安念潤司及び川村隆は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に定める社外取締役であります。

以 上

株主メモ

事業年度 4月1日から翌年の3月31日まで

定時株主総会 6月

公告方法 電子公告により、当社のホームページに掲載いたします。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。
ホームページ
https://www.tepco.co.jp/about/corporateinfo/public_notice/

株主名簿管理人及び
特別口座の口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
[連絡先]
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711 (通話料無料)
ホームページ <https://www.tr.mufg.jp/daikou/>
郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

株主のみなさまへのお知らせ

定時株主総会決議ご通知につきましては、
当社ホームページへの掲載のみとさせていただきますこととしております。

ホームページ <https://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/meeting.html>

紙面での閲覧をご希望される株主さま

「第96回定時株主総会決議ご通知」につきまして、紙面での閲覧をご希望される株主さまにはコピー版をお送りいたしますので、お手数ですが上記の株主名簿管理人までご連絡ください。

株主総会会場ご案内図

会場 オークラ東京 オークラ プレステージタワー1階「平安の間」
東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

交通のご案内

- 東京メトロ日比谷線 **虎ノ門ヒルズ駅** 出口A1, A2から徒歩5分
※2020年6月6日開業予定
- 東京メトロ銀座線 **虎ノ門駅** 出口3から徒歩10分
- 東京メトロ銀座線・南北線 **溜池山王駅** 出口14から徒歩10分

〈ご参考〉 ●東京メトロ日比谷線 **神谷町駅** 出口4bから徒歩6分
●東京メトロ南北線 **六本木一丁目駅** 出口3から徒歩7分



※宴会場入口（1階）よりお越しください。



お願い：お車でのご来場はご遠慮願います。

東京電力ホールディングス株式会社

ホームページ <https://www.tepco.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。